

第七十七回国参议院総務委員会会議録第十一号

平成二十三年五月十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二日

辞任

吉田 忠智君

補欠選任

又市 征治君

五月六日

辞任

梅村 聡君

補欠選任

友近 聡朗君

出席者は左のとおり。

理事

加賀谷 健君

藤末 健三君

片山さつき君

松下 新平君

魚住裕一郎君

委員

石橋 通宏君

小西 洋之君

行田 邦子君

武内 則男君

友近 聡朗君

難波 奨二君

吉川 沙織君

磯崎 陽輔君

岸 宏一君

世耕 弘成君

中西 祐介君

藤川 政人君

山崎 力君

山本 順三君

石川 博崇君

寺田 典城君

国務大臣

総務大臣

片山 善博君

総務副大臣

鈴木 克昌君

文部科学副大臣

平岡 秀夫君

経済産業副大臣

笹木 竜三君

大臣政務官

松下 忠洋君

総務大臣政務官

逢坂 誠二君

総務大臣政務官

森田 高君

厚生労働大臣政務官

岡本 充功君

厚生労働大臣政務官

小林 正夫君

事務局側

常任委員会専門員

塩見 政幸君

政府参考人

内閣官房内閣参事官

藤井 直樹君

原子力安全委員会委員長代理

久木田 豊君

総務省自治行政局長

佐々木敦朗君

総務省自治行政局長

田口 尚文君

総務省自治財政局長

椎川 忍君

文部科学省初等中等教育局長

山中 伸一君

本日(藤末健三君)の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、国防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

(被災自治体への人的支援に関する件)
(下水道事業の経営状況に関する件)
(被災地の意向を反映した復興の在り方に関する件)
(国家公務員の制度改革及び給与削減に関する件)

(被災三県における地上テレビ放送の完全デジタル化延期に関する件)
(高齢者部分休業制度の在り方に関する件)
(原発事故に対する東京電力の責任に関する件)
(被災地における保育の在り方に関する件)
(被災地におけるボランティア活動支援体制整備に関する件)

(原子力災害避難区域の自治体に関する地方交付税算定に関する件)
○地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(理事藤末健三君委員長席に着く)
○理事(藤末健三君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

昨日、那谷屋委員長は、委員長の辞任願を議長に提出され、その職務を理事の私に委託されました。よって、本日の委員会につきましては、私が委員長の職務を行います。よろしくお願ひします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、梅村聡君及び吉田忠智君が委員を辞任され、その補欠として友近聡朗君及び又市征治君が選任されました。

○理事(藤末健三君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、国防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日(藤末健三君)の会議に付した案件

め、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣参事官藤井直樹君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(藤末健三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○理事(藤末健三君) 行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、国防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○行田邦子君 民主党・新緑風会の行田邦子です。
この度の東日本大震災でお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。
私は、あの三月十一日の震災の直後から民主党の地震対策本部で、被災地の方、それからボランティアの活動をされたといった、支援をしたといった方、様々な方からの生のお声を聞いてまいりました。そうしたお声を聞く中で、そうした声を踏まえた上で、今日は、前半部分については震災対応について何点か質問させていただきます。後半は下水道事業について主に質問させていただきます。

まず、私は、民主党の地震対策本部で、被災地の皆さん、自治体の職員の方の声もいろいろ聞いてまいりました。それから、仮設住宅の建設や瓦れきの撤去といった作業をする方からいろいろな相談を受けてまいりました。そうした中で感じていることとしてまずありますのは、市町村の行政機能というのはかなり残念ながら低下してしまっているといった実情でございます。これもや

むないと、当然のことといえば当然だと思っております。未曾有の大震災ということで、市町村においても業務が、やらなければいけない業務というものは平常時のものに加えて震災対応ということが増えていきます、多岐にわたっています。それだけではなくて、その量といったものも大量に発生している状況。一方、私も親戚がおります大槌も行ってまいりましたけれども、中には職員が被災されただけでなくお亡くなりになった職員もいらつしやるという状況なので、やむないかとは思っておりますけれども、瓦れきの撤去、これもなかなか進んでいないと言われていますし、仮設住宅も、これも早くしなければいけないといった指摘もされている中で、こうした作業をスピードアップしていくためには、やはり被災地の市町村、自治体に対する人的支援といったものを更に質それから量的にも強化していく必要があると考えております。

そこでお伺いしたいと思いますが、総務省が全国市長会、町村会の協力の下実施しています市町村職員の派遣スキームがございますけれども、今後どのように展開していくのか、お教えいただきたいと思っております。

○国務大臣(片山善博君) 議員がおっしゃった自治体に対する人的支援というのは非常に重要でありまして、これから市町村が中心になって、生活支援でありますとか、また復興の諸作業をやっていただくこととなりますけれども、それに当たっても人的な充足というのは重要だと思っております。

私も実は、昨日、宮城県、福島県の被災地に行つてまいりまして、特にそういう役場の職員がどうかということも関心があるものですから見てきたんですけれども、自治体によってまちまちですけれども、近隣の市町村、同じ県内の近隣の市町村から支援を受けているという、派遣されているという職員も目に付きましたし、それから遠方で姉妹都市とかいろんな交流があることを通じて来ているという職員もおられましたし、それからそういうことで足らなければ、さつきおっしゃった

た全国のスキームを通じてということ、これは今六百七十人ほどの要請が被災地から来ています、結構大変な作業なんですけれども、どういった職員をいつからいつまでという個別要望になるものですか結構大変なんですけれども、大体はほもうそれがうまくマッチングができてきて、これからは是非柔軟に被災地から要望を伺つて、それをそのマッチングのシステムを通じてできるだけ要望に沿うような形で人材が派遣されるようにしたいと考えているところであります。

○行田邦子君 派遣スキームができた当初、三月二十二日だと思えますけれども、このころというのは比較的、被災地の自治体からの要望というのは、短期的な派遣、もうとにかく応急的な事務などを手伝つてくれる人員が必要だといった要望が多かったのかなというふうにも思っておりますけれども、今後は、本格的な復旧それから再生に向けてかなり求められる人材というの専門性が高いもの、そしてさらには、ある程度復旧には時間が掛かると思っていますので長期的な派遣といったニーズも出てくるかと思っております。是非そこら辺もお酌み取りいただいで有効なスキームを構築していただきたいと思っております。

また、先ほど大臣がおっしゃられた近隣の自治体間あるいは友好都市とか姉妹都市間で一対一で支援をする、されるといった関係で、かなりの職員が応援に行つていられるかと思っております。私が生まれたい岩手県遠野なんですけれども、ここは後方支援の拠点になっていまして、かなり活発に支援を行つています。

ただ、遠野も頑張つてはいるんですけども、近隣の例えば大槌とか釜石それから陸前高田などを支援していただけますけれども、一対一の関係でのやり取りだけでと、あるとき例えば大槌に集中してしまうとか、と思うと、もうまた人がいなくなつてしまふといったむらが出てくるといったこともありますし、それに長期的、それから行動性、専門性が高い業務に十分にこたえられないといったことも出てくるかと思っておりますので、そこら

辺も考慮していただきたいと思っております。そしてまた、被災地復旧それから再生のためには、市町村の行政機能だけではなくて、国、県、市町村の、この国と市町村の間にある県の行政機能、この強化といったことも私は考えていかなければいけないのかなと、皆さんの様々なお声を聞きながら思っております。言うまでもありませんけれども、こういう事態になりまして、平時以上に被災地の県の調整機能といったものが必要になつてくるかと思っております。

国の方でも極力一本化していると思うんですけども、やはりどうしても縦割りの中で様々な補助事業であったりとかいろんな特例的な措置というものは順次行われてくるわけです。それらを束ねて、県がうまく束ねて、さらにそれぞれの市町村のニーズに合わせてそれを流していくといったその円滑な流れが必要だと思っております。ここが目詰まりを起こしてしまうとやはりスピードダウンするということだと思っております。その県の行政機能、特に調整機能を強化するためにどういったことが国としてサポートできるのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○国務大臣(片山善博君) 県はそもそも、国が言わば縦割りで省庁を編成されていますけれども、それを一体として受けて、一人の知事というリーダーの下で調整をするという機能を持つておりますので、それを是非フルに生かしていただきたいと思います。そのことはもう震災発生直後から申し上げているところでありまして、そこに期待するところが大きいと思っております。

ただ、今回の震災で、例えば県が担った方がいという事務でも、しからば、じゃ県がそのことに経験とか積んでいるかとか、それから専門の職員がいるかということ、そうでない面もあるんです。

例えば、例を言いますと、瓦れき処理などは本来市町村の仕事なんですけれども、市町村でなかなかしきれないということで、県で是非町村部はお願いしたいということで、県でやろうとい

うことになつていまして、県には廃棄物の処理についての経験がないし専門の職員がいないのでどうしようかということ、これは例えば被災をしない政令市の専門の職員を県の方に派遣してもらつて、そこで県内の町村部の瓦れき処理などに当たってもらおうとか、そういう実はあつせんも始めているところでありまして、そういう具体的なニーズに応じて県の足らざるを国が他県に呼びかけたり、また国から職員を派遣するなどで補つていきたいということ、よく連携を取つていきたいと思っております。

○行田邦子君 国、県の行政機能を強化するためにも、国として、総務省としてできることをやつていただきたいというふうにも思っておりますし、あともう一つは、やはり今回の一次補正はどちらかといいますと従来の縦割りの中で補助事業の補助率のかさ上げなどで対応しているかと思えますけれども、それはやむなしとは思っておりますけれども、今後はできる限り政策決定から実施、国から県、市町村というこのプロセスをできるだけ簡素化するというためのために、一定の自治体の裁量を委ねた一括交付金のようなものも考えていただけたらいいのかなというふうにも思っております。

次の質問に移ります。

今回、例えば一次補正でもそうでしたけれども、震災対応ということで地方の負担というものが当然のことながら被災自治体が増えております。二十三年度の補正予算で地方の負担分が約七千三百億円と総務省さんがお作りになつて資料でありますけれども、これは、一部の特別交付税措置といったものを除くと、あとはもうほとんどが地方債を一〇〇%充当させて、そして元利償還を九五%あるいは実質もう一〇〇%ですけれども後年度の交付税措置するといったことをやられていきます。

先日、五月二日のこの委員会の質問で片山虎之助委員がとてますばらしい御質問をされていたと思っておりますけれども、ちょっと議事録を見てみた

んですけれども、地方債の特別措置、これというのは何らかの形でやっぱり法律が何かにきちんとして、書き方は難しいとは思いますが、書くべきではないかといった御質問をされてました。

実は、私も二年前にこの委員会で同様の趣旨の質問をさせていただいていることを思い出しまして、そのときは、いわゆる後々の将来の地方交付税で措置しますよ、だから起債していいですよと、安心して起債してくださいと言ってみれば口約束をして、その上で積み上がった地方債の残高というのが平成十九年度の決算の時点では約九十九兆円になっていたといったことを指摘して、私は二年前だったんですが、素朴な質問としてこれというのは本当に口約束なんですかと、何か覚書とか、まあ民間で言うところの契約書や覚書のようなもの、念書のようなもの、何か交わしているんじゃないですかといった質問をさせていただきました。

当時の鳩山大臣はストレートにお答えいただくことがなかったんですけれども、今日改めてお聞きしたいと思うんですけども、これは確かに起債していいですよと言ったときは口約束だと思っております。こういう関係というのは、国と地方の関係というのは真つ当な関係なのかといったことを私は感じておりまして、片山委員にお答えいただきまして、改めて私にも大臣の御所見伺いたいと思っております。

○国務大臣(片山善博君) 私、口約束ではないかと思いません。

これまでの経緯とか実績を見てみますと、それぞれそれは個別に一種の口約束、通知で定めたことがほごにされていることはありません、個別に見ていきますと、ですから、それはそれなりに口約束が機能してきたんだと思えますけれども、いつまでもこういうことを続けていくというのは国と地方との関係では決して正常ではないと思えます。したがって、これは改善しなければいけないところでありまして、したがって、今後は是非こ

れは、地方債を発行する時点といえますか、それまでには何らかの法律上の根拠規定を置きたいと思っております。

今回ちょっとそこまで行かなかったんですけれども、今回は単なる口約束ではなくて、いいものは、従来は担当課長のレベルで自治体に連絡をしてそれが口約束の根拠みたいなものになっていたんですけれども、それでは余りにも、まあ担当課長には失礼ですけど、ちょっと根拠薄弱です、少なくともということを取りあえず私を含めた政務三役がきちっと決裁をしてそれを公にするというところまでは改善させましたが、それでも決して十分ではありませんので、今後、同種のことを行う場合にはちゃんと法的な根拠を置きたいと考えております。

○行田邦子君 大臣おっしゃるように、国と地方の関係の正常化ということにとっても必要ですし、また先日の答弁ではとてもいいことをおっしゃってまして、財政に対する国会の民主統制がちゃんと利いていないのではないかと指摘もされております。基本的に重要なことというのは法律に書き込んで、その法律に書かれていることを行政府において実行していただくことと立法府と行政府の正常な在り方ではないかといった点からも、是非御検討をお願いしたいと思っております。

次に、下水道事業について質問をさせていただきます。

今回の大震災で改めてライフラインの大切さといったことを感じました。私は特に今関心を持たせていただいておりますのが下水道事業です。今回の大震災で、災害に強いライフライン、特に下水道がどうあるべきかといったことも注目をされているかと思えます。今日は、その災害に強い下水道ということではなくて、地方公営企業としての下水道事業の経営について何点か質問させていただきます。

お手元に資料をお配りしておりますけれども、平成二十一年度の下水道事業決算の概要をお配り

しております。地方公営企業の中で、下水道事業というのは決算規模の中で三四%を占めていまして。地方公営企業法の法定七事業と比べても実には大きな規模となっているのが下水道事業です。

そしてまた②ですけれども、平成二十一年度の企業債の発行なんですが、全体の半分以上、五六%を占めているのが下水道事業による起債です。企業債の残高がどうなっているかといえますと、③ですけれども、平成二十一年度で何と三十一兆円が下水道事業といった多額の残高があります。

そして、次のページの④ですけれども、他会計への繰入金なんですけれども、これは主に市町村、自治体の一般会計からの繰入金というふうな言葉置き換えていかと思うんですけれども、これが徐々に減ってはいるものの、平成二十一年度で一・八兆円、一兆八千六百億円の一般会計からの繰入れを行っているということなんです。

そして⑤ですけれども、これは料金収入・経費回収率というふうになっておりますけれども、本来下水道の使用料で賄うべきものをどの程度賄えているのかといったものが経費回収率ですけれども、これが全体平均で八四・五%といった状況です。中には維持管理費の全額すら賄えていない下水道事業体といったものが二〇%もあるといった状況になっております。

そこで、今ちょっといろいろと決算状況を御説明させていただきますましたけれども、その中で、今御説明した④の一般会計からの繰入金なんですけれども、一・八兆円になっております。平成二十一年年度は、ただ、この中には二種類あると思うんですが、一つは、まあ下水道事業という汚水の処理だけではなく雨水の処理もありますので、これは本来は公費で賄ってもいいですといった解釈で繰入れが認められている、地財計画上ですね、ものどかと思えます。それともう一つは基準外、本来は繰入れが認められていないのに自治体の方で繰り入れてしまっているものと二種類あると思うんですけれども、私はこの後者の額の方が問題だと思っております、その内訳、状況を教え

ていただきたいのと、それを踏まえた上でこの経営状況についてどうお思いになっているのか、教えていただきたいと思えます。

○国務大臣(片山善博君) おっしゃったとおり、下水道事業、公営企業でありますけれども、公営企業といえますと受益者負担ということが基本原則になりますけれども、おっしゃったとおり受益者が本来負担すべきもの以外に雨水の処理もやっておりますので、その部分については当然公費を繰り出してもいいということ、これは理屈に合っていると思えます。

ただ、実際に一般会計からの繰り出し金を見てもみますと、必ずしもそういう合理的な基準にのっとったものだけではなくて、それ以外のものもあつて、その繰り出し基準外の繰り出し金額は、これ二十一年度の決算を見てもみますと〇・五兆円、五千億円となっております。御指摘の部分というのはこの金額だろうと思えます。

一般に下水道事業、私も具体的に県の知事として仕事をしておりますときに、以前に始めた下水道、県の場合ですから流域下水道になるんですけれども、それらの経営状況を見てもみますと、例えば結果的には過大投資というものがあつたことはもう事実であります。

もちろん、計画的にやっていて、それ自体は問題ないんですけれども、その計画自体が、例えば人口がどんどん増えるとか、単位当たりの水の使用量がどんどん伸びていくということをもう疑問のない前提として計画を作っていて、それに合わせた投資をしているという、そういうことがありまして、後年、計画どおりに人口が増えないとか水の使用量が増えないということになりますと、そこにあいさが生じて、それが経営を圧迫をして、そのつじつまの合わない部分を繰り出しをせざるを得ないという、そういう自治体が多いんだらうと思えます。

そういう経営環境にあるということはそうなんですけれども、その中でも、できるだけコストを下げて、それで本来あるべき需要を開拓してとい

れるところでしてね。そうすると、委員長の例えは辞任届を受けたということ自体が、単なる事務手続なのか、法的根拠を持つのかということすらある意味では問題なわけです、一々ここまで言いませんけれども。

少なくとも立法府ですから、固いことを言うようですけれども、あのときの説明に、一言でも二言でも、かくかくしかじかの条文あるいは慣例によって私が本日ここで委員長の仕事をさせていただきますという形にしなければいけないわけ、なぜ私がこのようなことを言うかということ、民主党の皆さん方のやっていることというのは、その辺の区別が全然付いていないということが極めて多いということを常々思っていますので、その辺のところをまず踏まえてお答え願えればと思います。

○理事(藤末健三君) 山崎委員にお言葉いただき

ました。
この、私が委託を受けた根拠でございますが、参議院規則の三十一条に「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、理事がその職務を行う。」ということがございまして、それを受けているという状況でございます。

○山崎力君 ですから、そういうふうなことをおっしゃるとまた問題になるわけですよ。事故あるときなんですか。欠けたときなんですか。欠けたというのなら、亡くなられた、それは欠けたときです。先ほどのお話だと、本会議マターですからまだ委員長は委員長のままでとおっしゃっている。欠けないじゃないですか。事故があるんですか。事故あるときというのは、要するに人事不省になったり、あるいは大きな事故で重要な委員会のときに来れなくなったり、そういうったときでしょう。

詰めた形のことをしっかりやらなくて議事進行をされる、その点について私は猛省を求めたいと思います、いかがでしょうか。

○理事(藤末健三君) そこにつきましては山崎委

員の御指摘のとおりでございます、また後日、きちんと調べた上で御説明申し上げたいと思っております。

○山崎力君 言葉遣いというのは難しいもので、御指摘のとおりだったから、私に権限がないんでやめさせていただけます、この委員会が流会いたしますというのが御指摘のとおりという言葉につながる言葉になっちゃうんですよ。そういうことを、私からすれば、そのことで言葉じりをつかまえてこの委員会を流会にしたいと思いませんから一応こらえておきますけれども、もう少ししっかりとした根拠に基づいた議事運営並びに立法府の議員としての役割を御自覚願いたいと思います。そこまで申し上げまして、総務省の方、大臣の方にいろいろ質問させていただきたいと思っております。

今回の震災関係にどうしても質問はなつてしまふんですけれども、被災市町村の住民の意見をどうやって復旧復興に反映させていくかということに関しましては、やはりその辺が非常に実務的には問題がどうか課題がいろいろなケースで出てきていると思います。それぞれの市町村で事情が違います。

しかしながら、今回の場合、端的に現れているのは、極端な場合ですと首長さんが亡くなられているときがある。それから、議会というものの議員さんも欠けたりなんかしているときもあるし、実質的に議会の機能がほとんど發揮できないといえますか、そういうこともあります。選挙を迎えて延びているということもありませんけれども、そういう中で、いわゆる住民をしつかり代表してやるという、気持ちを集めるということが非常に困難な場合において、住民の支援をどのようにとらえるということが、そして震災対策に反映していくかということが大切だと思っております、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) こういうときにこそ自治体の議会の議員の皆さんが民意を酌み取る、それを当該自治体の施策に、復旧や復興に当たつて

の施策に反映をさせる、また場合によっては首長さんと一緒になって県や国に対して実情を訴えて必要な要請をするという、そういうプロセスが非常に大事だと私は思います。

おっしゃったように、いろいろ被災地では議会をめぐって、通常の議会活動ができない、庁舎が議場ともになくなってきているところなんか典型的ですけれども、通常の議会活動ができないという、そういう条件や制約はありますけれども、総じて議会の議員の皆さん方は活動されておられるという印象は持っております。

昨日も、さつき申しましたけれども、宮城県とそれから福島県の沿岸部、それから飯館も含めてずっと回ってみただけですけれども、行く先々で必ず、市町村長さんはもちろんですけれども、議長さんとか、それからしかるべき災害対策の委員会の委員長さんとか、それから自治体によっては議員全員が出てこれたところもありまして、それぞれ私も直接意見を伺ったりしました。

そのときに幾つか申し上げたんですけれども、是非こういうときであればこそ例えば避難所に向いていただけて、避難所の実情を踏まえた議会活動をいただけたらいいし、それから、特に復興に当たっては住民の皆さんの意見が非常に重要ですから、是非酌み取っていただきたい。それは例えば議会活動の一環としては公聴会とか参考人とかありますので、そういうものも含めて活用していただけて、是非民意を吸収していただきたいというお願いもしてきましたところであります。

○山崎力君 総論としてはそのとおりだと思うんですけれども、これから現実の問題として、復旧の場合にはともかくとして、復興ですね、そのときに住民の民意が非常に分かれるといますか、そういうったときにそれをどうやって調整するかというの、本来であれば議会等で採決して、こっちに行きましよう、こう行くことができるわけですけれども、それがなかなか難しい状況もあり得るわけでございます。特に私一人個人的な問題として感じておりますのは、今度の津波で破壊さ

れた堤防、これを戻すのか戻さないのかというのは、その現場にとつてみて、町とか市、集落単位と言つていくらいでも、町とか市と、かつて一つくりには言えないんですけれども、これは費用の面から見ても町の、いわゆる町町の再生方針についてもこれはもうとんでもない金額になるわけで、ざりとて壊れたものをもう一度造つた上である程度ガードしておかないといけないうわけで、あれがもう要らないとなつたらもう新たな町づくりというの根本から変えなきゃいけないわけでございますので、そういうところで本間に住民の意見集約が今のままでいいんだらうかというふうな気持ちもしたものですので、その点は大臣におかれましてはともいいます、役所におかれましてはしっかりと検討していただきたいと思っております。

その次に、こういった非常時において、県、市町村、そして国との関係、これが通常の関係ではないんだらうかどうだろうか。と申しますのは、やはり基礎自治体とはいえ一番弱体である市町村において、先ほどの質問にもありましたけれども、自分たちだけではもう行政能力がないと、応援なければ住民サービス十分でないという基礎自治体と、それから、それをどういふふうにかバースるかといったときに、県や国の役割というのがありますし、それから国の方で、僕はちよつとそこを大臣のお考えも聞きたいんですけれども、こういう方針でやりましようという国の方から出てくるわけです、現実には震災復旧復興に対してやりましようというのが流れていて、その中で視察に行つていろいろ話がありますねと、こういう話で、どうも上から目線という感じ、中央集権的とは言いませんけれども、そういうった感じのあれが国サイドから出ている、地方はばらばらである、発信力も差がある。

これはもう平時であれば、いわゆる一つの組織として情報、その他、予算とかお金の部分もそうなんですけれども、そういう点、こういう非

常時における体制をどう考えなければいけないか、これは戦争以降初めて実質的に考えなければいけない時期になっていると思うんですが、お考えいかがでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) いつぞやもここでお話したことがあると思うんですが、地方自治の大きな理念として補完性の原理ということが最近よく言われております。これは、基礎的な自治体でできることはそこでやる、それでできないことは、日本という都道府県のような広域的な自治体が担う、それでできないことは国が実施するという、この基本原理が私はこの度のような震災のときには一番当てはまるんじゃないかと思っております。

やはり一番必要なのは、自治体の皆さんが住民の皆さんの困難をできるだけ軽減するということ、それから復興に当たって町づくりのプランを自治体を中心にして作るということだと思えます。ただ、自治体によっては大きくも、首長を失った自治体、それから庁舎を失った自治体、職員も多くを、幹部職員を失った自治体もありますので、自治体もまちまちであります。被害の程度も違います。ですから、一律には論じられない。その補完性の原理というものを個別の自治体ごとによく点検をして、県のかかわり方、国のかかわり方がおのずと変わってくるという、こういう状況だと思えます。それを踏まえた上で国の方も対応しなければいけない。

一時期確かに、全部国が何か決めて、復興のビジョンを聞いて、それを自治体に押し付けるという、そういうイメージを私もちょっと受け取って危惧したことがあるんですけども、最近だんだん変わってきたように思います。復興構想会議の皆さんも精力的にこの連休以降自治体の方を訪れておられました。そこで、昨日も報道されておりましたけれども、やっぱりそれぞれの地元、地域の考え方が一番基本になるんだと、それを国としては応援していくんだというようにことを議長もどこかで述べられていたように思いますが、そう

いう考え方でこれから国は臨むべき、そういうことを前提にして全力を挙げて支援をしていくということだと思えます。

○山崎力君 それとの関連でいけば、こういった場合の国と都道府県、市町村の役割分担というものがどこからどこまでなんだという、今までの平時における役割と、それからこういった緊急時における、非常時における役割というのがまだ制度的に不十分なところがあって、臨機応変にやるしかないねという御答弁について行っていいか、その臨機応変がそれぞれの立場によって違ってきて、そしてそのところで印象が違ってきているということ、まあ共通認識だと思っております。

ただ、そのところで、いわゆる政府側としてそのところを考えなければいけないんですけれども、いろんなところを点検してという言葉は今答弁の中で使われましたけれども、その点検する主体はどこなのかということですね。それから同時に、地元の要望を踏まえてといったときに、その地元の要望を財政的にも、あるいは制度的にも要望どおりやっているとされるという部分は、これは都道府県あるいは国のレベルでもあると思っております。

端的に言います、先ほどの例ですけれども、私がある地域の三陸のあれでしたら、まず堤防を、十メートルで駄目でしたから二十メートルの堤防を造ってください。そして、それを当てにしないで、例えば、何というんですか、住宅その他の町づくりしますと、同じ十メートルがなくてゼロでそのまま放置していたんじや、どんなことをやっても今までのあれと、災害のハザードマップと違ってくるんですよ。同じ十メートルを造るんだらもう同じことになるんで、これはもうやるんですから、どうせのことだったら二十メートルにしてくださいと、そうすれば大丈夫でしょうというようになると、そういうことを地元の要望だから受けられますかと、その辺の私はこれから大きな課題として出てくると思うんです。た

だ、地元の要望だからそれは受けられるはずだと、受けましようというわけですが、そうはいかないというのが常識的なところでですね。その辺の役割分担、やはり国は国として財政面その他、県は県としてある。

そして、今それに関連して、あるところの自治体の関係者の方だった方が道州制、この間、三県のあれだから、一つ一つの県ごとにやっているちよつと余るから道州制を考えたらいいんじゃないかというふうなこともおっしゃっている。私に言わせれば、もういろんなところでばらばらになつていくような感じなんです、もう少ししっかりとした、住民とか、基礎自治体重視なら重視でいいんですけれども、そこまで行ってしまうんじゃないかと思っております。

○国務大臣(片山善博君) それはのとおりだと思えます。一律に論じられない、多様性があるというの、先ほど申し上げたのはそういう意味なんです。

例えば、瓦れき処理などを見ますと、大きな市、自治体であります、もう自分でやれますという事です。ところが、同じ県内でも町村になりますと、自分のところでは最終処理までできないと、一時的な保管場所までは自分で持つていくけれどもあととは県でやってくれとか、そういうことを県と相談しながら柔軟に決めておられるんです、多少時間が掛かったりしましたけれども。やはりこういう平時ではない時期というのは、それこそ本当に柔軟に臨機応変にお互い協調しながら相談しながら決めていくことが基本になるだろうと思えます。

堤防を造る、どういうふうにするのかというの復興のプログラムと大いに関係するところで、基本的にはやはり私は、国なり県なりが相当助言をしたりいろんなアドバイスをしりますけれども、そういうプランにするかは、基本的な構想というのは、やはり住民の皆さんの意向を踏まえ

て、意見も聞きながら地元市町村がやはり練り上げるのが一番重要だと思えます。

ただ、その際に、膨大な投資を要する公共事業なんかを前提にしたものが当然出てくるでしょうから、それは自分のところだけで決められない。それはやはり県、それから国が加わって調整しながら決めていくということで、これは現にもう今、私も昨日現地で見てきましたけれども、そういう作業はそれぞれ行われております。是非、硬直的ではなくて、それから一律的ではなくて、柔軟に物事を現地中心に決めていくという、こういう基本的な共通理解が得られればと思います。

今、百家争鳴とは言いませぬけれども、いろんな意見が出ておまして、道州制がいいんだ、いや、そうではないんだと。これはいろんな意見を言われるのは自由ですけれども、現行法は、今私が申し上げたように、市町村を中心にしながら補完性の原理で都道府県、国がそれをバックアップしていくということが基本になっておりますので、私はそれを前提にしてやっていく方が結果的には早いだろうと思えます。

今、道州制の話が出て、この道州制をつくり上げるまでに相当時間が掛かってしまつて、それを待たずかという事ではいけないと思えますので、現行の仕組みを基本にしなが、それを順次改善しながらやっていくということが基本にならざるを得ないんじゃないかと思っております。

○山崎力君 現実対応としてはそういうことになろうかとは思っています。ただ、そこはそれ以上になつてくると、実際に何がどう行われているかという問題になつてきたときに、現実を見るかどうか、これは規模で今までの対応が経験なかったという部分はあるんですけれども、とても敏速に的確に行われたとは言えない、もう救援作業にしろ何にしろですね。現場ではその辺のところ、非常に困っているところがある。自衛隊が来たところはきれいな江の集落等では

まだ手付かずに近いようなところが現実に残されているわけです。遺体捜索もしているところもこの間の連休中ありました。

そういう中で、本日に、おっしゃるところはいいんだけれども、それを現実には早くの確にやるという姿勢がどうしても見受けられない。そして、それが、道州制については部外者と言っているんで、それが、政府内部あるいはほかの自治体との関係者の中からもいろいろな意見が出て百家争鳴だと言っておられました。少なくとも政府としては、あるいは政権としてはその辺のところの外部発信をきちっとしつかりやっていたただかなければならないと私は思います。

時間がちよつと余計なことであつてしまつてあれなんです、今回、最後の質問として、職員派遣です、応援部隊、これは基礎自治体だと言つておられる。ところが、それが現実の問題として足りなかつた。これはいろいろな事情があると思つておられます。これは本日に難しいところで、行政、こういうつたままのときの行政需要に堪える、亡くなられたらけがされたというのを除いてもですが、堪えるだけの職員を持つていけば、平時においてはこれは余分だと言われるし、その辺のところの融通をどうするかといったときにきちつとまて対応しているのかどうか。

そういうときのマニュアル等、これは市町村間でいろいろ協力しているところ個々にあると聞いていますが、その辺についての現状と課題についてお聞かせ願ひたいと思つておられます。

○副大臣(鈴木克昌君) 御答弁させていただきます。

今委員から御指摘あつたとおり、本日に今回の、広範囲であり、しかも本日にいろいろなケースでありますので、現状、私どももある意味では初めての体験の中、しかし基本に基づいてできる限りのことをやつていこうということであつて、まいつたつてもでございます。

いろいろなケースがありまして、相互支援ですね。それから、姉妹都市のようところで連携を

取つて応援に入つていけるというのがあります。それから、全国市長会や町村会を通じてその派遣をしていただいております。それから、それから、知事会を通じてのケースもあります。それから、国としては、各省が直接その派遣をしておられるというケースもあります。それから、生活支援の中で総務省も人を派遣しているというケース、もうありとあらゆるケースがあります。

最終的には、やはりこれをどこかの時点できちつと、どれぐらいの規模でどういった形で具体的に行われたかということについては十分検証していかなくては、まさに今後に役立てるためにもそれをやつていかなきゃならないと思つていますが、今はそれよりも何よりも、どうやたらそのニーズにこたえていけるのか、マッチングをどうしたらいいのかということ、手探りと言つて大変御無礼かもしれないけれども、懸命にやらせていただいておりますというのが実情ではないかというふう思つておられます。

○山崎力君 終わります。

藤川政人君 それでは、私からは、まず、国家公務員給与の削減について伺いたいと思つておられます。

今回、民主党政権がマニフェストで書かれておりました国家公務員の人員費等々、定員も含め二割カットから、先般、これは新聞報道に額等は載つておりましたけれども、復興支援に向けての国家公務員給与一割カットという言葉が出ておりました。

そういう状況の中で、現在、国会議員の歳費もカットされておりますし、地方公務員も大変厳しい自治体運営の中で、事情の中で給与等をカットしておるわけでありまして、今のこの厳しい状況の中で、また民主党政権が掲げるいろいろな施策の中で、今回、災害復旧のための給与削減、そのことについて本日は、現政権で可能なか、また関係の一人として大臣からその辺についてのお考えを伺いたいと思つておられます。

○国務大臣(片山善博君) 国家公務員の給与の引下げにつきましては、これはもう既に昨年の十一

月の段階で、当時の人事院勧告を処理する、その過程において、その当時は人事院勧告どおりの給与改定にするけれども、いずれそれを上回る、言わば深掘りをしますよということを宣言を閣議決定してしております。

それについて必要な検討を加え、その上でこの通常国会に必要な法案を出すという基本方針を定めておられます、その後、この大震災があつたわけでありまして、結果としてその引下げが実現しますれば、それをその復興財源の一部に使うということは選択肢として当然考えられますけれども、言えども、言えども、言えども、昨年来の経緯があつて、この給与の問題というのは必要な措置を講じたいと考えているところでありまして、

今最終的なその準備、検討を加えておられます、できるだけ早いうちにその最終方針を関係方面ともできるだけ理解を得た上で進めたいと、今そういう状況であります。

藤川政人君 それでは、現在、大臣が副本部長として参画をしておられる国家公務員制度改革推進本部がまとめた改革案においては、現状の人事院勧告制度を廃止して、労使交渉により給与等を決定する制度を導入することになっておりますけれども、この法案の目的をお伺いしたいと思つておられます。

○国務大臣(片山善博君) これは、年来議論のありました国家公務員の労働基本権の回復といひますか復元といひますか、これが一番の目的であります。本来、労働者というものは、憲法でも保障されておりますけれども、労働基本権というものがあるわけでありまして、公務員についてはその一部が停止してしまつて、享受されてないわけでありまして、これを復元するというのは一つの基本的な理念でありまして、これを實現するために公務員制度改革というものをこの政権で検討してきておられます。

現在、中野大臣が副本部長でありまして、先般、先月でありまして、この改革全般につ

いての全体像というものを決定したところでありますけれども、この全体像に基づいて必要な今検討を進めておられるところであります。

藤川政人君 この法案化については今国会を目途にされておるかどうか、お伺いしたいと思つておられます。

○国務大臣(片山善博君) 今国会に必要な法案を出すという方針の下に今検討作業を進めておられるところであります。

藤川政人君 そうしますと、先ほどの給与の削減についてお話をちよつと戻させていただきますけれども、今回浮上している給与削減はこうした法的、法規的措置なくして現行の人事院勧告制度の下で実施することに、実行することになりますけれども、人事院勧告によらない給与改定は史上初ともろろんになります。

この手法の是非について、公務員制度を所管する総務大臣のお考えを伺いたいと思つておられます。

○国務大臣(片山善博君) 現在の公務員の給与の決定、国家公務員でいいますと、労働基本権のうちの交渉権、労働協約を締結する権利でありますとか、それからさらに争議権もないわけでありまして、その言わば代償措置として人事院というものを置いて、そこが官民比較などをしながら必要に応じて勧告をし、それを政府、国会が受けて給与の改定を行つていくという、これを原則にしておられます。これは先ほど言いましたように、本来、公務員も含めた労働者には労働基本権があるべきところ、それを一部停止してありますので、その代償措置ということでありまして、

今回の公務員制度改革では労働基本権を復元しようということでありまして、したがつて、人事院の仕組みも今の仕組みは不要になるという、そういう全体のスキームがあるわけ、それが実現しますと労使の間の交渉によって給与が決まるということでありまして、今御指摘になりましたように、これ今国会に今回の引下げ法案もそれから国家公務員制度改革法案も同時に提出しますので、したがつて、現行の労働基本権を制約され

ている、人事院が代償措置としてあるという制度の下での給与の引下げということになります、非常に異例の措置になります。これは本当に異例であります。異例であればこそ、できるだけ公務員の皆さんの理解と納得、協力を得る必要がありますので、今その作業を進めつつあるところでありまして、是非これは大方の皆さんの理解を得たいと考えているところであります。

○藤川政人君　そこで、人事院の廃止ということでありまして、いろいろな見方があると思えます。ただ、今回の法案については、人事院というのは大変不透明だということもあって廃止ということも中には織り込まれているということも聞くわけですが、私たちにとっては、また地方の政治もやってきた身としては、人事院というのは公正無私な中で非常にやはり指針になっていたというものは私は間違いのないと思います。

まず、その人事院の存在に対しての考えと、例えば今国会に法案が提出されて、実施までどれくらい掛かるのか、その見直しをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山善博君)　人事院は、先ほど来申し上げておりますとおり、国家公務員、まあ地方公務員もそうですけれども、労働基本権の一部を制約されておりますので、それに対する代償措置として国には人事院、それから都道府県には人事委員会というものを設けて、公正中立な立場で必要な調査を行い、必要に応じて勧告を行うということで、これは労働基本権を制約していることでの代償としては合理性のある制度であり、仕組みであり、機関であると考えております。

それから、どれぐらいの期間が掛かるかということですが、これは今現在、最終的な労働基本権回復の法案の策定作業をしているところであります。これがまとまって国会に出た段階で、今おっしゃったようなことについてはきちっとした説明が中野担当大臣の方からなされるべきものだと考えております。

○藤川政人君　中野担当大臣お見えということで

あって、若干総務大臣に全てお伺いするのは適切ではないかもしれませんが、今の状況の中で副本部長としてのお考えをお伺いしたいと思いますけれども、労使交渉に移すと、登録交渉団体、組合等、幾つあるという想定をされておられますか。

○国務大臣(片山善博君)　公務員の場合には職員団体という、そういう仕組みが設けられております。これは国家公務員にも地方公務員にも。それで、これは人事院に、国家公務員の場合ですと人事院に登録をするということが一つの要件になっておりまして、この人事院に登録をされている職員団体の数は二千六十、現時点であります。

ただ、それらはそれぞれ上部団体といえますか、それぞれ上部組織がありまして、それがナショナルセンターというところで包括されておりました。そのナショナルセンターというべきものは二つでありまして、私どもが職員団体と協議をするとか意見交換するとか交渉するとかということになりますと、現実にはこの二つということになります。

○藤川政人君　おいおいそちらの方の交渉の手法についてもお伺いしたいと思いますけれども。今回、労働基本権の言葉をやはり多々お使いになられますけれども、契約締結権と今回争議権は分離して考えるということですが、これはやはりセツトで考えることというのが必要になってくるんじゃないんでしょうか。

○国務大臣(片山善博君)　これは決して別物ではないと私も思います。交渉というものと、それからその一連の過程での争議権というのは密接な関係を有しておりますけれども、そこはこれからの法案の作り方次第で、一つの政策選択ということになるだろうと思えます。

○藤川政人君　そうしましたら、この問題について最後に伺いしたいのは、冒頭申しましたように地方自治体においては人事院勧告を尊重する、それが大きな指標になっているというのとは違うと思いませんか。今後、これが国が変わることによって、人事院が廃止されることによって地方に

対する影響、そしてそれぞれ自治体運営、大臣がよく言われる、先ほどもおっしゃってみえた補完性の原理ということであれば、基礎自治体のやはり実務能力、行政能力を含めて高めることが大切かと思えますが、それぞれ自治体が自主財源に依拠している、給与の元もそこから発生しているということも考えると、自治体間格差とかそういうものに対していろいろ問題が派生するようないうものが生ずる、地方自治に対する影響、今後の見直し、その辺についてお伺いができればと思えます。

○国務大臣(片山善博君)　これ二つの、今の御質問に対しては二つのポイントがあると思えます。一つは、労働基本権の問題は今国家公務員の問題として取り組んでおりますけれども、当然、同じく現状において労働基本権を制約されている地方公務員の問題にもその検討は及ぶわけでありまして、必ずしも同時ということではありませんけれども、当然国家公務員に準じたそういう措置がなされるべきという考え方がやはり一つの基本になると思えます。そうならば、それはそれで一つの、人事委員会というものがなくなる、人事院がなくなるのと同じように人事委員会がなくなった上で労使の交渉で地方公務員もその給与水準を決めていくという、こういう今とは違ったスキームに移っていくと思えます。

それからもう一つは、現行においても決して国の人事院の勧告をうのみにして自治体の職員の給与水準を決めるということにはなっていないわけですから、自治体には独立した人事委員会があつて、その人事委員会が調査をするわけですから、民間の地方公務員の給与の決定の要素として、民間の給与の水準でありますとか、それから他の自治体の職員の給与の水準でありますとか生計費でありますとか、それからもう一つは国家公務員の給与水準というものも目安にしてそれで決めなさいというところになっておりますので、現在でも、極端なことを言いますと、人事院の勧告がなくても自治体の人事委員会は必要な勧告をすることができ

るといふ、これは極端な物の言い方になりますけど、そういう建前にはなっているわけですが。

○藤川政人君　分かりました。ただ、先ほども申しましたように、これが自治体間の格差につながるように、やはり大きな財源、小さな財源、また、企業立地等々進んでいる、進んでいない、法人税の問題等々、自主財源の確保策においてはやはりいろいろ今後の見直し不透明なところがあると思えますので、総務大臣としてしっかりとした指導なり助言がしていただければと思います。

もう時間もありませんが、一つだけ道州制について、先ほど大臣も若干述べられましたけれども、お伺いしたいと思います。

今回の震災発災において、三月三十一日に経団連がまた、日ごろの活動の大きな根拠でありましたけれども、道州制についての提言を行いました。

ただ、大臣は昨年の十月二十八日、我が党の宮沢議員の質問の答弁において、個人的見解だが、今は都道府県の規模を大きくするより質を良くすることが重要だと。片山大臣は、都道府県で本當の民主主義が行われるだけの疑問だ、多くの地方議会が書面を読み上げるだけの出来レース、規模が大きくなったとしても機能しなくなると、これは議会で指摘されております。

大臣が、道州制論議に移るに当たって、そのミツシヨンは何なのかと、その定義を必ず前職のときから、道州制は何のためにあるのかとかミツシヨンを考えたら、必ずその目的論を、イメージは何ですかとか、必ずその目的論を、イメージ震災というテーマが出てまいりました。そういう中において、大臣がこの道州制についての考え方、いろいろおっしゃって見えます。

今、名古屋でも四月、先月には地域主権と道州制を推進する国民会議、これは中経連を含め多くの方々が出られておりますけれども、まさに道州制の必要性について三百名程度の会が開催されました。そういう中において、まず今、何のための

道州制なのかということ、経団連始め、震災復興、自治体をも少し大きくする、北東北の広域論の問題もこれは昔からありました。

そういうことに対して、大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(片山善博君) 私は、自治体の空間の広さと、それから民主主義といましようか、民意をできるだけ酌み取って住民の皆さんに目配りができるということとは、ある意味では反比例するのではないかと印象を持っておられます。空間が広くなれば目配りの度合いはやはり低くなるを得ないということでは。

特に、今次の災害などを見てみますと、やはり災害で大きな被害を受けて、本当に心身共に打撃を受けている方々に対して、寄り添うといひますか、支援、ケアをして差し上げるといひます。支障、ケアをして差し上げるといひます。支障、ケアをして差し上げるといひます。支障、ケアをして差し上げるといひます。

平時でありますと、より効率的とか、そういう観点から空間の規模、領域の規模というのを決めるということとは合理性があるらうと思ひますけれども、本当にこういういざというときに、本当に困った人が数多く出たときに領域が広域化しているというのは、プラス面ももちろんないわけじゃありませんけれども、弱点の方が出てくるのではないかなという気がしております。

ですから、こういう災害が起きたときに道州制というのは、私、これは個人的な考え方ですけれども、ちょっとやっぱりなじまないではないか、やはり今の岩手県とか宮城県とか福島県とかの今の領域でできるだけ被災地に支援をしていただくということの方が私はいいのではないかと、広域化することによって確かに力量は増すかもしれないけれども、目配りがその分だけ低下するということとは否めないと思ひますので、というような考え方を持っております。

○藤川政人君 では、もう時間もありませんので、最後にまとめてお伺いしたいと思います。

今、自治体間でやはり体力を付けていくとおっしゃられましたけれども、絶対的にやっぱり体力差というのは補えないところがあると思ひます。これから人口減少社会の中においてやはり人口も減る、そういう中で災害対策本部が基礎自治体で設置をしようと思へば、どうしてもその規模による体力差が生じると思ひます。その俯瞰をどう考えておみえになるのかということが一点。

それから、大臣は広域連合等々の話は是とする論も述べられておりますけれども、十二月に関西広域連合が発足して、これは多面的に福祉から医療から支援体制をつくってみえと思ひます。ただ、それぞれ東北の、東日本の地域にも支分部局がそれぞれあります。その機能は果たして果たされているのか。

先ほどお話があったように、この中央から派遣はしているけれども、それぞれの例えば地方整備局等々、これ全部組織が違うわけですが、省庁で、その辺の縦割りの弊害が必ず出ていると思ひますが、そういう意味でいけば、広域連合化をする、それに対してのやはり是非を問う声というものは私は大きくなると思ひますけれども、そのことについて最後にお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○理事(藤末健三君) 予定時間を過ぎていますが、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(片山善博君) 格差は、これはある程度付くのはやむを得ないと思ひますが、それを調整するのが財政調整を中心にした国の役割、中央政府の役割だろうと思ひます。

それから、広域連合のような形で関西などやっておられますけれども、自主的に集まって、それで連携をしながら今回の被災地の支援に当たるといふ、これは私は非常にいいことだと思ひます。それは何も道州制のように一つにまとまらなくても、現在の仕組みの中でもできるということも、関西広域連合の皆さんは実証されたんだと思ひます。

あと、国の機関はいろいろありますけれども、

確かに一つの系列にはなっておりませんが、それでも、それぞれの持ち場持ち場で、今回も被災地に入って整備局でありますとか農政局やっておられまして、それらを自治体の活動も含めて総合的に調整するという役割が県なりそれから国にあって、そこをうまく機能させるかどうかということの一つのポイントではないかと思ひます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。私も、まず冒頭、今委員長席に藤末理事が座っておいでになりますけれども、今回、三、一、一、東日本大震災を受けてこの二か月、国会、特に参議院においても真摯にこの震災にどう対処するか議論を深めてきたところでございまして、文字どおり、補正また補正閣連合で、ゴールデンウイークを潰しながらやってきたところでございます。

今回、那谷屋委員長においては、海外渡航をされて、国外だったからということだったんでしょいかゴルフに興じておいでになって、辞表を提出されたということでございますけれども、誠に参議院として、参議院の役員ですから、その真摯に取り組んできた我々参議院の本当に一気信用をなくしてしまふんではないのか、誠に遺憾であるということ強く申し上げておきたいと思っております。

ただ、本当に一刻も早くという、そういう現場のことを考えながらしっかりとこの場を今日は開かせていただいているわけでございます、このような形で異例中でございますが、審議に入りたというふうな思っております。

まず冒頭、総務大臣におかれましては、ゴールデンウイーク含めて震災対応をしっかりとやっていただきまして、本当に心から敬意を表するものがございます。昨日ですか、福島においてになって記者会見か何かされて、生活再建支援金ですか、この国の負担割合をもっと大きくするべきではないのかという趣旨の発言をされたというふうにおりだなど。今までの質問の中でも、本当に地方

の自治体の財政力、厳しいところがいっぱいあるわけでございます、できることであれば、その被災者をどう支援するかという立場から、国がもつと負担割合を大きくしていくべきではないのかというふうにも思っております、もう一度その部分、今日は通告しておりますが、昨日の夜二ニュースを見たものですから、コメントをいただきたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 被災者生活再建支援制度は、神戸の阪神・淡路大震災の後、百万円、それは生活再建のために住宅には使えないという、そこからスタートをしまして、その後のいろいろな変遷を経て、現在、三百万円まで住宅再建に使つていいと、こういうことになりました。その最終的な現在の制度ができるときに、取りあえず全国知事会が各都道府県の出捐を得まして六百億円の基金を積んだところでありました。現在、それが五百三十億円ほどになっております。国はそれに同額出すという、一対一の割合で出すということとこの制度は仕組みができていますけれども、今回の災害は百万円という上限でありますけれども、これは賄えるのではないかと想定しておりますけれども、これを三百万円、拡充された三百万円に当然出さなきゃいけませんので、法律上、そうしますととても足りない。その足りない分を従来のルールどおり一対一で出すということになりますと、都道府県の方がその負担に耐え切れないということがあります、ここはやはり、例えば激甚災害で国庫補助の率が通常よりもぐんと伸びると同じような意味合いで、被災者生活再建支援制度の負担割合も国に大きく傾斜する必要があるのではないかと、これはもう、つとに知事会もその旨提言しております、知事会がおっしゃっている率、これは九五対五にしてくれとおっしゃいますけれども、これが唯一絶対かどうかはともかくといたしまして、やはり国が相当部分を見るところ三百万円、現行法三百万円を限度とした住宅再建支援制度の運用はできかねるのではないかと

いう認識を持っておりまして、昨日、記者会見か何かじゃなくて、記者会見で申し上げたところがあります。

○魚住裕一郎君 次に、防災行政無線の整備につきましてお尋ねいたします。

先月、三週間ぐらい前ですか、この委員会でも質問をさせていただきましてけれども、やはり津波等の被災地を考えると、瓦れき処理をしなきゃいけないが、いつまたやってくるか分からないという状況で、やはりお知らせする、何か自治体によってはラジオを携帯して作業に当たるといふことを言っているようにございますけれども、しかし、ラジオ自体がやっぱり波でさらわれているということが多くあると思っております、限界がどうかと思っております、やはり命を守る最前線の設備としては防災行政無線を整備すべきだろうというふうに思います。その三週間前の答弁では、今般の補正予算などを通じて必要な支援はできるだけしていきたいという御答弁でございました。

一次補正が成立いたしました。これは、消防防災設備災害復旧費補助金七十三億円、これに該当するのでしょうか。具体的にどの程度まで進んだのか、また進む予定であるのか、いつぐらいまで進むのか、この辺の写真を教えていただければと思います。

○国務大臣(片山善博君) 今回の一次補正の中に、この防災無線、市町村の防災行政無線に充てられる財源として、補助金として七十億円を計上しております。市町村には是非これを積極的に活用して、できるだけ早期に整備なり回復なりを図っていただきたいと願っております。

今回被災地を回ってみましても、やはり的確な、タイムリーな情報伝達がいかに重要かということも随所で伺うことになりました。一旦避難したけれども、大丈夫だろうと思つてまた帰つて被災をされたというような方が多いかですね。そういう際に、きちつとその後もタイムリーな情報を流して、決して家に戻らないようにという

ようなことが多分有効だったんだろうと思つても、そういうことも含めて防災行政無線というのは大変重要だと私は思っていますから、是非、政府の方は財源の枠を確保しておりますので、それを早く使つて早急に整備をしていただきたいと考えております。

○魚住裕一郎君 先般、NHKの何か報道番組でありましたけれども、どういう注意喚起で津波から逃げたのかと。隣近所の人から逃げろという、そこから一番多かつたと思つたような気もします。防災無線は一〇%ぐらいだったような気もします。しかし、手段としてはこれしか実は行政サイドからはないのかと思つておりました、しっかりと推進していただきたいと思つています。

それから、先般、被災者の方々に対する税の減免等を図る地方税法の改正が成立をいたしました。固定資産税の免除とか減免措置が講じられることになるとは思つております、もちろん国税も含めてでございます。これは結局、かなり、つまり所得税だったら還付があつたりしますので、結構自分のお金が戻ってくるというイメージで復興復旧へ大きな弾みになるのではないのかと思つております。

国税の方は、パンフレットの配布でありますとか、あるいは説明会、あるいは相談窓口を設けるとかいろいろ工夫していると思つておりますけれども、この地方税はどうなんだと。というのは、行政組織自体が移動してしまつたり役所が流されたりと、またもちろん住民も域外に出ているというように、非常に難しいと思つておられます。これ、どういうふうな被災者の人々にこの分野についての周知をしていくのか、あるいは相談窓口も国税と一緒にやらせてもらうとか、そういうようなことも含めて今後どういうふうに取り組んでおいくことになるのか、御答弁いただきたいと思つています。

○国務大臣(片山善博君) そこは非常に重要なポイントでありまして、従来、総務省というのは地方税法を所管しております、地方税法の改正が行われてこつたという特例ができましたよなんでしょう。これは課税庁である自治体には密に連絡をするわけですが、一方の主体である納税者の皆さんには必ずしも総務省としては広報など取り組んでいないという実態がありまして、今回のように本当に被災者の皆さんに必要な情報がちゃんと届かなくちゃいけないという局面におきましては、やはりこれまでとは違つた取組が必要だろつと思つております。

そこで、一番やっぱり肝心なのは、市町村、課税庁が該当の住民の皆さんに必要な、自分のところの税の仕組みというのは法律に基づいてどうなつておりますよということを説明していただくのが一番でありまして、これについて自治体の広報紙などに的確な情報が載るようになること、これは国税とも連携をして一種のひな形を示して、これを基づいて広報をやつてくださつたというようになつて一方ではやつております。

また、域外に避難されている方が今回の災害のときは非常に多いのですから、それだけでは、今申し上げた仕組みだけではこれは情報伝達できませんので、域外に避難されている方にはもう個別に、電子メールでありますとか郵便でありますとかを通じて、税の軽減措置を含めて、あと義援金だとか被災者生活再建支援制度とかいろいろな仕組みがありますから、そういうものをちゃんとお届けくださつたということ、これは確認してみますと、市町村の方でもちゃんとそれはやります。

今、問題は、必ずしも域外に避難されている方が全部が把握できておりませんので、その把握をしながら、把握できた人にはちゃんとお伝えをするということでありまして、把握するのは全避難者情報システムを通じて今ほとんどん成果が上がつておりますけれども、それと並行して、自治体の皆さんには把握できた人にきちつと情報提供していただきたいというお願いをしていくところでありまして。

○魚住裕一郎君 国税の方はそうやつていろいろ

報道されている一生懸命な取組がありますけれども、やはり相まって、是非、被災者に支援する、せつかつくつたわけですから、周知方よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、地デジの延期につきましてお聞きをしたいと思います。

先般、法律はまだのようございましてけれども、岩手、宮城、福島、三県のアナログ放送の延長が発表になりました。もちろん大震災の影響でというのは、それは理由が分かるような感じがあつてございましてけれども、津波でばあつと流されたところつて多分アナログテレビなくなつてしまつていふ感じがございまして、それからテレビ報道もありましたけれども、仮設住宅、今度、家電六セットですか、赤字、テレビも入つていたと思つてございまして、多分これアナログテレビを入れていふわけじゃないと思つてございまして、デジタルテレビが入つていふこと、そうすると、一体この延期の理由、アナログ停波を延長するという判断の理由はどのようなことなのか。この三県だけじゃなくて、まだまだ地デジが進んでいない地域も各県もあるだろうと思つてございまして、特にこの三県について延長する理由をお聞かせいただきたいと思つております。

○副大臣(平岡秀夫君) お答えいたします。今委員が御指摘になられた被災の状況ということについては、我々も、実際どういふ状況になつていふかということについては、四月の上旬から中旬にかけて被災の状況というものを調べてまいりました。

確かに、委員が御指摘になつていたところについては、デジタルなのかアナログなのか関係ないところ、あるいはデジタルでもう既に対応するよつたところもあつてございまして、実は、災害があつたためにこれまで取つてきたデジタル対応のいろいろな施設が壊れてしまつていたりするよつたところもあつてございまして、それによる復旧と

いうものも努めていかなければならないと。

さらに、この三県については、全国平均を見てみても、受信機の設置状況というのは少し低いような状況にございました。そういうことを含めて、七月の二十四日までにデジタル対応ができるようにするためには、やはり地方自治体の協力というものが、あるいは民間の方々の協力というものが必要であるということございまして、四月の中旬に、関係する県の知事さんあるいは副知事さんたちにも御連絡を差し上げまして意見を伺いました。これは三県だけではなくて周辺の県にも問合せをさせていただいたわけでございますけれども、特に被災した三県、岩手、宮城、福島においては、協力をお願いしなければならぬ地方自治体の知事さん等におかれても、やはりここはアナログテレビが見れなくなってしまうと困る方々がおられるというようなことでもあり、延期をしてほしいと。特に地方自治体においては、これからの対応について、まずは被災者を救済するという形の作業の方にどうしても手が回ってしまうので、デジタル対応についての対応というのが必ずしも十分にできるという状況にないというようなお話をいただきました。

そういうことを総合的に踏まえまして、今回、三県についてはデジタル放送完全移行ということについては延期をさせていただくということで、本日の閣議でその旨に必要なところの法律的な手当てをする電波法の特例法というものを閣議決定をさせていただいたということになっております。

○魚住裕一郎君 今の御答弁の前半の部分、何か施設が津波あるいは地震で破損したかのようなお話がございましたけれども、そんなに多くないでしょう。中継局も大体高いところにありますよ。だから、津波でやられたというのは一か所ぐらいだったというふうに記憶しておりますけれども、ただ、実際のところは、当然災害対応で、本来地デジ対応をしつかりやらなきゃいけないその職員の方々が災害対応の方に回されてそれどころ

じゃないというのが実際の理由なのかなと私は理解をするんですが、アナログ放送を延長するということになる、これ、サイマル放送でいくわけですよ。やっぱり相当費用も掛かるんじゃないのかなと、これは。特に民放の場合は、今特に東日本は広告収入が激減でしょう。中部あるいは西日本でも出しているような広告も出せないような状況になっていて、本当に大変な状況の中で更に費用負担が掛かるかなというふうに思っておりますが、副大臣は数十億ぐらい必要だということに、支援が必要だということに述べられておられますけれども、支援の必要額、もう少し明確にしたい、これは次の二次補正で出てくるということですか。いつごろそれは出されるわけですか。七月二十四日以降ですか、前ですか。

○副大臣(平岡秀夫君) 先ほどの答弁、ちよつと補正させていただきまして、三県についてはこれからの対応が必要な世帯というのが六万世帯あります、そのうち一万五千世帯が今回の災害によって新たにデジタル対応しなければならぬ世帯ということになっております。そういう数字になっているということをごます御理解いただきたいというふうに思います。

それで、今御質問のあった件ですけれども、私達が数十億円掛かるというふうには言ったのは、これは私が記者会見をしたときのお話が報道されたものだと思いますけれども、私が申し上げたその数十億円というのは民間の放送事業者の対応だけじゃなくて全ての、例えば先ほどから申し上げているような、施設が壊れてしまったと、それに対してその施設を修復していかねばならない、あるいは被災された方々に対して、今日発表することになっておりますけれども、NHKの受信料全額免除世帯に対してチューナーとかアンテナの無償寄附をやる、そういうものを追加していくわけですね。そういう対策全てを含めて数十億円ぐらいになるであろうということを申し上げます。

そういう意味で、民間の放送事業者の話については別途いろいろと民間の放送事業者の方々からお話を伺っているところでございまして、せんだって民放連の会長からの説明の中では、三県、十二局ほどございますけれども、大体一か月当たり五千万円、全部合わせてですけれども、かなりの費用が掛かるといふようなお話がございまして、今現在その金額については詳細を詰めさせていただいているということでございます。

そして、その民間放送事業者に対する支援の在り方でございますけれども、第二次補正でやるのかどうかという点については、その可能性がないわけではありませぬけれども、今の金額でいけば、現在の二十三年度予算の中で対応することも可能であるかもしれない。更に加えて言えば、必要となってくる資金というものが七月二十四日以降生じてきますので、補正予算のタイミングというふうなこともあるかというふうに思いますので、どういう形で資金手当てをするのかということについてはこれからしっかりと詰めてさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○魚住裕一郎君 今お話ございましたように、停波の延長というふうに判断されたわけでございしますが、これは、そのまま予定どおりやるということも判断できると思っています。それには、例えばデジサポの増員であるとか、あるいは共聴施設の復旧への助成とか、あるいは今もお話ありましたように、被災世帯への地デジテレビの支給とか、そういうふうなやつについて、そのまま予定どおりやると。どちらが費用掛かるかみたいなことを含めて、そういう比較みたいなことをやってみて、そういうか、そういう試算を行ったんでしようか。

いずれにしても、今もお話も若干出ておりますけれども、一年以内でしようから、相当しつかり推進していかなくちゃいけないと思っておりますが、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○副大臣(平岡秀夫君) この放送の完全デジタル

化というのは、まさに国策として十年間掛けてやってきたお話でございます。我々としては、こうした災害がなければ予定どおり七月二十四日に全国一律で完全移行ということについては、こういうふうな思っておりますけれども、こういう災害が起ってしまったということも踏まえて、地元の方々、被災者の方々、そしてその被災者の方々がおられる自治体の方々、そういう方々にもしっかりと意見を聞いて進めてきた話でございまして、これについてはできる限り被災地域においても早期に完全デジタル化が移行できるように、これからの努力をしていきたいというふうに思っています。七月二十四日になりましたら他の地域のデジサポ等の人材というものも大分負担が軽減されてくるだろうというふうに思いますので、そうした人材も含めて被災地域の方にもしっかりと応援ができるようにしていきたいと、そのことによつてできるだけ早く完全デジタル化が達成できるように頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○魚住裕一郎君 終わります。

○寺田典城君 みんなの党の寺田典城でございます。よろしくお願いたします。

最初に、自治行政局の公務員部長にお聞きしますが、公務員部長の仕事というんですか、職務はどういうお仕事ですか。

○政府参考人(佐々木敦朗君) お答えいたします。公務員部では、地方公務員に係る様々な制度の企画立案を中心とした事務を所管をしております。

○寺田典城君 それでは、本題に入りますけれども、内閣が、平成十六年三月ですが、提出しました公務員法の第二十六条の三の高齢者部分休業の制度の問題についてお聞きしたいと思っております。施行日は平成十六年の八月一日になっております。もう大体六年、七年近くになっておりますが、これの実績についてひとつ説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(佐々木敦朗君) 今お話がございまして高齢者部分休業制度、平成十六年八月一日施行でございますが、私どもの持つております一番最新のデータで、平成二十二年四月一日現在での高齢者部分休業に係る条例、これを制定している団体でございますが、十九の道府県、それから二つの政令指定都市、それから、それ以外に百四十四の市町村となっております。それから、平成二十一年度中に高齢者部分休業を取得した職員の数が百三十九名となっております。

○寺田典城君 今実績を聞かせていただきました。高齢者部分休業については、地方公務員月報でも非常にバラ色に書いています。地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務員の能率的かつ適正な運営を推進するためとか、それと、高齢者の部分休業を取り上げるといこととか、新しい地方自治の時代にふさわしい地方公務員制度の在り方を検討する、漸次的に現役離職のための短時間勤務を認めるとか、そういう非常に縛りもあるような説明書きをしてこの法律は通しているんです。だけど、今実績を聞きましたら、僅か、何というんですか、百三十何件ですか、取得状況で。市町村でも条例を上げているのが、千八百ぐらいあるはずの市町村で百四十四しか条例上げていないと。有用な法律でないというとは反社会的じゃないですか、それは。どうなんですか、こんな実績では。

○政府参考人(佐々木敦朗君) この高齢者部分休業でございますけれども、これは国家公務員制度にはない地方独自の制度として平成十六年に制定をしたものでございます。育児休業制度のように基本的に多くの団体で、全ての団体で制定、整備していただくことをお願いし、予定しているものでは必ずしもなくて、この高齢者部分休業については条例で定める団体、こういうことをしたいという団体は条例で定めることによつて、国家公務員にはございませぬけれども、地方独自でこういった仕組みを導入することができるという仕組みになってございますので、これは地方公共団体の

○政府参考人(佐々木敦朗君) この高齢者部分休業の選択によつて制度を導入するかしないかを選択されているというふう存じております。

○寺田典城君 ほんと活用されていない法律というのは社会にとつて必要であるかということなんです。

それで、地方自治法の第二条の第十四項には、最少の経費で最大の効果を上げなければならぬという自治体の責務があります。こういう今みたいな縛りも含めて、それこそ議会で、立法府の議会が通しているから議会も責任ありますが、これは内閣府でも出している、総務省が原案作つて出していることなんで、これをこのままでいいのかわいのか、そういうことを把握して改善するのが公務員部長のといつか総務省の責任じゃないですか、それは。

○政府参考人(佐々木敦朗君) 先ほど申し上げましたように、十六年に制定されたものでございますが、毎年その条例の制定状況を調査しているところでございます。こういった制定状況、あるいは地方公共団体からの様々な状況もお伺いしながら、これは高齢者部分休業に限らずでございますけれども、地方公務員制度として必要な企画立案というものは今後とも検討してまいりたいというふう存じております。

○寺田典城君 これだけ活用されていないのに、有効だと思つていらっしゃるんですか。

○政府参考人(佐々木敦朗君) この数字が多いかどうかという点については、どちらかということはいろんな御意見あると思つてますけれども、必ずしも全ての、多くの団体、かなりの、千七百以上の地方公共団体のうちのほとんどで制定されているということではないわけでございます。私ども地方団体の方からお聞きしております理由としては、やはり働けるうちはフルタイムで働きたいという職員の意向が強いというようなお話でありますとか、対象年齢層の職員はどうしても各職場の中核となる職員でございますので、なかなか、部分休業を認めることで公務運営に支障が生じるおそれがあると、こういった意見などもあつてい

うふう存に承知をしているところでございます。

○寺田典城君 役に立たない法律を背負つて抗弁をしている、理屈を付けていると、私はそのように理解するんですが。

平成二十年なんです、当時の松永部長ですか、と口論したことがありました。役に立たない法律は反社会的だと、廃止か改正か検討すべきじゃないのと。そうしたら、平成十六年にできた法律だから、まだできたばかりだから変えられないと。簡単に、木で鼻くくつたような態度でした。私は、五十歳以上になつたらどうですかと、これをもう少し柔軟に考えて縛りも取つて地方に任せたいかがですかと、こういう法律があるからやつていけなくなりますよと。そういうことなんです。

県では、アンケートを取りましたら、教員職員にアンケートを取りました。公務員で一番多いのは学校職ですから取りました。そうしたら、二一%の方が給与が下がつても時短を望む者がいたということなんです。特に女性の場合は、五十歳から六十歳までの二九・四%、約三割がそういう希望をしておるといことなんです。なぜ教員かという、後でお示ししますけれども。

それと、これ秋田県の範囲だから狭いんでしょうけれども、定年まで勤務するとした職員が七六%で、早期退職する人が四分の一ぐらい望んでいると。恐らくこれは常識的だと思つてます。ですからこれは全国的なことだと思つてますが、そういうことも含めて、なぜ公務員部は、地方のそういう流れとかニーズだとか、地方が調べたらいいんだらうというふうな感覚で物申して分権型を進めていくことができるのかということなんです。

あなた方が縛りをつけているんですから。

それで、これでこのことを改正する気があるのかないのか、一つの図を見ていただきます。(資料提示)今日は、何というんですか、わざわざ文部省から山中局長さんもおいでになつていただいております。これ一般的なワイングラスですね、これ見てください。ワイングラス、変なワイ

ングラス。(発言する者あり) ああ、これブランドグラスですか。

これ二十代、今教員採用されるのは二十七歳から八歳ぐらいですよ、教員の採用は二十八歳。普通は二十二、三歳でしかけど、二十八歳、平均年齢が。だから、二十代はこれぐらいしかないんですよ。で、三十代です。四十代、今平均が四十代、四十歳。五十歳が少しはぼんできています。これが一般的です。各県によつて違つてくるもあつるが、まあこれ一般的です。平均年齢四十五歳です。

十年後、少子化になつてどうなるのか。もちろん、この四十代、五十代の人が辞めるから、職員定数を満たしていかなきゃ、採用も増えるでしょうけれども、一般的には十年後はこのような形になるんですよ。二十代が少し増えて、二十代のこつちが、三十代が上がつちやつて四十代、五十代になつちやう。五十代になつちやうなんです。これでそれこそ教育を正常な形でやつていけるかということなんです。その辺を局長からひとつ感想をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(山中伸一君) 先生御指摘のとおり、子供の数に応じた形で先生の数が決まつてくると申しますが、そういうところがございまして、今公立の小中学校の正規の教員でいいますと、全国平均では四十八から五十七、このところが四割ぐらいです。ただ、秋田は若干それの方が集中しております……

○寺田典城君 秋田でなくたっていいですよ。

○政府参考人(山中伸一君) はい。全国的に四十八から五十七の年齢、それが三九%、約四割を占めておりまして、ワイングラスというふうな形で若年層の採用が少ないという状況がございまして。子供たちの教育を考える上でも、新任の先生、それから中堅の先生、ベテランの先生、こういう先生方が一つの学校の中にバランスよく年齢が配置されているということが望ましいということではございますが、採用の状況としては、現状はそのようになつていまして……

ングラス。変なワイングラスです。

これ二十代、今教員採用されるのは二十七歳から八歳ぐらいですよ、教員の採用は二十八歳。普通は二十二、三歳でしかけど、二十八歳、平均年齢が。だから、二十代はこれぐらいしかないんですよ。で、三十代です。四十代、今平均が四十代、四十歳。五十歳が少しはぼんできています。これが一般的です。各県によつて違つてくるもあつるが、まあこれ一般的です。平均年齢四十五歳です。

十年後、少子化になつてどうなるのか。もちろん、この四十代、五十代の人が辞めるから、職員定数を満たしていかなきゃ、採用も増えるでしょうけれども、一般的には十年後はこのような形になるんですよ。二十代が少し増えて、二十代のこつちが、三十代が上がつちやつて四十代、五十代になつちやう。五十代になつちやうなんです。これでそれこそ教育を正常な形でやつていけるかということなんです。その辺を局長からひとつ感想をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(山中伸一君) 先生御指摘のとおり、子供の数に応じた形で先生の数が決まつてくると申しますが、そういうところがございまして、今公立の小中学校の正規の教員でいいますと、全国平均では四十八から五十七、このところが四割ぐらいです。ただ、秋田は若干それの方が集中しております……

○寺田典城君 秋田でなくたっていいですよ。

○政府参考人(山中伸一君) はい。全国的に四十八から五十七の年齢、それが三九%、約四割を占めておりまして、ワイングラスというふうな形で若年層の採用が少ないという状況がございまして。子供たちの教育を考える上でも、新任の先生、それから中堅の先生、ベテランの先生、こういう先生方が一つの学校の中にバランスよく年齢が配置されているということが望ましいということではございますが、採用の状況としては、現状はそのようになつていまして……

○寺田典城君 私も、たくさんの子供から聞きま
した。年齢の近い先生の方が児童生徒にはなじみ
やすいところがある、これももちろんそうでしょ
う。幅広い年代の教員と触れ合いの中で多様な経
験ができると、良くもあしくもジェネレーション
ギャップがあるとか、そういうことなんです。
それから、年配の先生、経験あるんでしょ
うけれども、小学生の子供に付いて走っていきとい
つたってこれ無理なんです。申し訳ないんですけ
れども、ADHDという子供もたくさん増えてい
るといことも現状なんです。こういうことを総
務省は類かぶりしているということ、公務員制度
の中で、簡単に言いますと。

だから、若い先生もベテランの先生もいらっ
しゃってそれでいい教育ができるのであって、そ
れはやはりあれですよ、文部省の方ではもう少し
教育の問題については、この義務教育が一番大事
なことなんです、やはり公務員制度の中で反旗を翻
すべきなんです、在り方を。私は、公務員パツ
シングしたからって国が豊かになるとかそういう
ことを考えている男じゃございません。要は必要
なニーズをどうやってやるか。それを全国一律で
ものを進めなきゃならないこの制度のまずさす
ね。ですから、公務員部なんか必要ないというこ
となんです。公務員部長、どう思いますか、そ
れは。

○政府参考人(佐々木敦朗君) 今先生から高齢職
員のお話がありました。まさにこの平成十六年
に高齢者部分休業を地方独自で制定いたしました
一つの理由は、一定年齢以上になりました場合に
、定年前のそれぞれの職員の皆さんの状況に合
わせた生活設計を可能とする、あるいは、結果と
して、その間、定年後に備えて例えばボランティア
活動をするとか、いろんな様な効果も期待で
きると、こういった議論もある中でこういう制度
を導入をさせていただいたところがございます。
○寺田典城君 何かこんなことを言ったらお叱り
を受けるかも、お叱りを受ける覚悟で言うんです
が、公務員部長になる人というのは一番頭の固い

人がなるらしいですね、どうも総務省の流れの中
では、まあ松永さんもそのような人だったらしい
んですが、その時代のニーズを変えることぐらい
やっぱり考えて、それぐらい責任があるというこ
とを考えていただきたいと思ひます。
歌舞伎でいけば見せ場になると思うんですが、
片山大臣の覚悟をお聞きしたいと思ひます。この
ことを、この法律を変える気があるのかないの
か、ひとつ検討していただきたいと思ひます。

○国務大臣(片山善博君) 代々の公務員部長が全
部決めているわけではありませぬし、それから独
断と偏見でやっているわけでもないわけです。提
案は当然総務省から提案したわけですけど、国会
の同意を得て、議決を経て決まっているわけです
から、五十五歳以上というのは。国会議員の皆さ
んも承認をされたものでありますからその範囲内
でやっているということでありまして、今議員が
おっしゃった教育現場の実情、特に、秋田県もそ
うでありまして鳥取県もそうなんですけど、
全く私、共感をいたします。そういうところで、
これから子供たちが減っていく中で義務教育の教
員の体制をどうするべきかというのは本当に真剣
に考えるべきでありますし、それが柔軟に実行で
きるような、そういう制度も柔軟にしなきゃいけ
ないと思ひますので、この仕組みもより有効な、
特に教員の世界にとつてより有効に使えるような
改善、見直しというのは必要だろうと私は思ひま
す。一種のこれ義務付け・枠付けですから、五十
五歳というのは。ですから、義務付け・枠付けの
観点から見直しをするという、地域主権、地方分
権の観点から見直しをするという、いろんなアプ
ローチがあると思ひますし、それから、教員の卵
がなかなか採用されないという面がありますけれ
ども、そういう観点からするとワークシェアリン
グということにもなりますので非常に有用な見直
しだと思ひますので、取り組んでいきたいと思ひ
ます。

○寺田典城君 最後になりますが、大臣はこのご
ろ有言実行がなかなかないで、副大

臣からもひとつ誓いの言葉をお願いしたいと思ひ
ます。
以上です。

○理事(藤末健三君) 予定時間を過ぎていますの
で、簡潔にお願いいたします。

○副大臣(鈴木克昌君) 今大臣が御答弁させてい
ただいたとおりでありますので、それに従つて頑
張つてまいります。終わります。

○寺田典城君 終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。
四月二十五日、東京電力が原子力損害賠償紛争
審査会に対して要望書を提出いたしました。提出
自体が筋違ひだし、内容も重大だと思つておりま
す。

例えば、弊社としては、本件事故による損害が
原子力損害の賠償に関する法律(以下、原賠法と
いいます)三条一項ただし書に言う異常に巨大な
天災地変に当たるとの解釈も十分可能であると考
えておりますとあります。しかし、既に政府は、
今回の事故がただし書に基づく免責には当たらな
いという考えを例えば三月の終わりにあるいは四月
の初めなど繰り返し表明をしております、この
期に及んでこういう主張をするとは、史上最悪の
原発事故を自ら起こしたという自覚が欠落してい
ると言わざるを得ません。
それからまた、現時点では国による援助の具体
的な方策が確定していないことから、弊社として
は、仮に一次指針が策定されたとしても、その全
額の弁済することは早晩困難になると考えられる
と書かれてあります。この一次指針というのは、
全面賠償の前に部分的であつても仮払いなど早期
の被害者救済が必要との判断から策定されたもの
であつて、それすら後ろ向きな態度ということ
であります。

さらに、一次指針の策定に当たつては、当社の
実質的な負担可能限度額も念頭に置かれた上、公
正円滑な補償の実現に資するものとなるよう御配
慮いただきますようお願い申し上げますとありま
す。負担可能限度額を考慮せよというのは、これ

は被害者に対する全面賠償を否定するものと、と
んでもない立場だと私は思ひます。

そこで、原子力損害賠償紛争審査会の事務局を
担っている文部科学省に聞きます。東電の負担可
能限度額を考慮せよ、事実上上限を設けよとい
う主張に対し、審査会としてどういう立場で臨むの
でしょうか。

○副大臣(笹木竜三君) まず、今委員がお話しに
なりましたその免責云々ということについてなん
ですが、これは再三私もお答えしておりますが、
この免責の場合、異常に巨大な天災地変というの
は、三十六年の法案提出時の国会審議で人類の子
想していないような全く想像を絶するような事態
というふうに答えているわけであつて、これには当
たらないという立場、これは変わりませぬ。です
から、原子力事業者を免責しないということであ
るから、原子力事業者を負う、この原則は変わつておりま
せん。

お尋ねの二点目なんです、上限を設けるとい
うことは考えておりませぬ。それは法律でも、今
言った原則にのつとつても上限を設けることはし
ませぬ。
ただ、被災者の救済ということが本当に第一だ
と思つておりますので、事業者がしっかりとその責
任を全うできるのかどうか、全うできるように、
あるいはそれが確実にされるように、政府として
も支援をしっかりとしていくことは必要だと思つ
ています、上限を設けるということではありませ
んが。

○山下芳生君 上限を設けることではないとい
う
答へでした。
経産省に聞きます。私は、こうした要望書が提
出された背景には、東京電力の原発事故に対する
責任感の欠如があると思ひます。我が党の吉井英
勝衆議院議員あるいは我が党の福島県委員会など
によつて早くから、地震、津波で全電源の喪失、
炉心溶融が起こることを指摘されてきたにもかか
らず、備えを怠つてきたことによるこれは人災
であるという自覚が欠落していることがあつて思

います。東電を所管する経産省の認識、いかがでしょうか。

○副大臣(松下忠洋君) 委員の御指摘も深く受け止めながらお答えしたいと思います。

今文部科学省の方からお話があったとおりでございます。我々としても、今回の原子力事故による損害、これは原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして、無過失として無限責任を負う東京電力、これが電力を安定供給する責任を果たしながら、逃げることもなくその賠償責任を果たしているかなきゃならないという認識でございます。政府としてもこういう認識に立つて東京電力がしっかりと賠償を履行していくことをしっかりと促していきたいと、そう考えています。

○山下芳生君 東京電力に無過失、無限責任を負わず、課していく必要があると、こう答えられましたが、これは当然だと思ふんですが、しかしながら、にもかかわらず、東電がこういう要望書を出した、その背景には責任感の欠如があるんじゃないかと、そう言わざるを得ないと私は思ふんです。その点の認識、非常に大事です。副大臣、いかがですか。

○副大臣(松下忠洋君) 今回の事故で何が現場に起こっているのか、これはしっかりと認識しなけりゃいけないと考えています。私も現地の、震災直後、災害対策本部長をいたしまして、現在もその生活支援の事務局長として仕事をしていますけれども、その現実もしっかりと認識しなさいけないと私もきつく東京電力にはしっかりと申し上げておりました、その認識には変わりありません。以上でございます。

○山下芳生君 答えていただいていないんです。この要望書を出してきた背景にはそういうこと責任感や自覚の欠落、欠如があるんじゃないかと、だからこういう要望書を堂々と出すようなことになつていないんじゃないかと、そういう認識に私は立たざるを得ないんですが、経産省としては立たないんですか。十分東電は自覚している、責

任感を持つているとお考えなんですか。

○副大臣(松下忠洋君) 十分現実を認識して、その自覚をしっかりと持って事に当たってもらわなきゃいけないと、そう強く認識しています。

○山下芳生君 答えを避けているんです。それは非常にまずいと思いますよ。

私は、東電に対して事故を起こした責任を自覚させる、これは当然です。その上に立つて全面賠償をするという立場に立たせると、これは政府の責任だと思ふんですが、そこをまず確認したいと思ふんです。それはどうですか。

○副大臣(松下忠洋君) 同じ認識でございます。

○山下芳生君 だったらしっかりと指導していただきたいんですが、今東電がこの要望書を出したという背景には、その自覚が欠落している、不足しているということをやっと見て取って、厳しくこれは自覚を促し、全面賠償をさせる立場に立たないと駄目だと思います。

私は、日本の原発は世界一安全だなどと安全神話を振りまいてきた、そして備えを怠ってきた責任は、これは東電だけではなくて、歴代の政府、経済産業省にもあると思います。東電に責任を自覚させ全面賠償させるかどうかは、これは政府が自ら責任を自覚しているかどうかにもかかわる、それも問われる問題でもあるということも指摘しておきたいと思ふます。

次に、被災地における保育について質問をいたします。

児童福祉法施行令二十七条、保育の実施基準では、その五番目に、震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に従事していることと明記されております。つまり、震災などの災害の場合、親が復旧活動に従事することから、その子供については全て保育所入所基準に該当するということであり、これは保育所に入所している子供さんはもちろん、入所していなかった子供さんも当然これは該当することになるわけで、これは大変大きな規定だと思ふます。

今、被災地では、多くの世帯で後片付けや、そ

れから営業の再開や、あるいは場合によっては仕事探しなど、生活のための活動がかなりの期間続くことが予想されております。その間、子供が保育所に入所できるようにするということは、これは復旧の後押しにもなりますし、子供の生活の安定、あるいは粉じんが舞い散る現場から子供を遠ざけるといふ健康面においてもプラスになるといふふうに思ふんですが、厚労省に質問します。

この規定は現場で今どう活用されているのか、それから、これは自治体任せにしないで政府としても大いに周知して活用されるようにすべきだと思ふますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(小林正夫君) 今委員おっしゃったとおり、せっかくある制度ですから、これをしっかりと周知して活用してもらう、このことが大変大事だと、このように認識をしております。

厚生労働省としては、被災した子供に対して必要な保育を提供できるように、委員御指摘のとおり、災害復旧に当たる場合に保育に欠けると認定することを含め、制度の柔軟かつ弾力的な運用について、三月二十五日、そして三月三十一日、また四月の七日の日にそれぞれ自治体にQ&Aという分かりやすい形で周知をしたところでございます。

被災地の子育て家庭が安心して保育所を利用できるように、今後とも自治体や関係団体を通じて情報提供に努めてまいりたい、このように考えております。

○山下芳生君 しっかりと活用していただけるように周知を図っていただきたいと思ふます。

次に、被災地での保育料の免除について質問をいたします。

被災した自治体あるいは避難先の自治体で、被災者に対する保育料の免除が実施されております。この免除された保育料は誰が負担することになるんでしょうか。

○大臣政務官(小林正夫君) 保育料の減免にかかわる経費については、私立保育園の場合においては、国が二分の一、都道府県が四分の一、市町村

が四分の一の割合で行っております。また、公立保育所においては、一般財源化されておられる、全額を市町村において負担することになる、このような状況でございます。

なお、市町村分は原則として被災地の市町村が負担することになりますけれども、被災地の市町村が機能していない場合など、こういう状態も想定されるため、避難先市町村の判断により独自に避難先市町村の負担で保育料の減免を行うこともできる、こういう扱いになっております。なお、避難先市町村の判断により保育料の減免を行うとした場合には所在地の都道府県も負担することになる、このようになります。

○山下芳生君 いずれにしても、被災自治体であれ避難先の自治体であれ、保育料の減免は自治体でやりなさいと、特に公立の場合はそうしなさいということになってしまふわけですね。

しかし、自治体というのは負担が多くて困っております。結構多額になるといふふうに聞かえております。このままでは保育の保障に支障を来すおそれもあると。元々、財政基盤が脆弱な自治体が多い地域で大災害が起こって打撃を受けているわけですから、私は是非保育料の免除分は全額国が負担すべきだと、こう思ふんですが、いかがですか。

○大臣政務官(小林正夫君) 委員御指摘の保育料の減免にかかわる経費の自治体の負担増について、既に幾つかの自治体から要望も受けております。被災による自治体の財政状況を考慮して、どのような対応が可能か、関係省庁とも協議しながら検討をしてまいりたい、このように考えております。

○山下芳生君 私は、総務省としても、被災自治体に必要な保育が実施されるように目配りするとともに、この保育料の免除が自治体の負担とならないように考慮する必要があると思ふます。総務大臣の考えを伺いたいと思ふます。

○国務大臣(片山善博君) 非常に大切な指摘だと思ふます。現行の仕組みは先ほど厚労省の御説明

ありましたけれども、もし減免するとしましたら、公立の場合は全額自治体の負担となりまして、これは被災地の自治体にとっては、今次の災害を受けた財政事情からしますと、とても堪えられないものではないと思います。

この件に限らず、震災対応、特に復旧に対しては基本的な考え方はできる限り国費でもって対応していただくということを基本にしております。今次の第一次補正でありますとか財政援助の特例法などもそういう理念の下に編成しておりますので、是非、この保育料の減免につきましてもこの基本的な理念、すなわちできるだけ国費でもって被災地の財政を圧迫しないようにという、こういう考え方を是非厚労省にも貫いていただきたいと思っております。それは総務省としても是非応援をしたいと思います。その上で、地方財政措置をどうするかというのは、また厚労省のその検討を踏まえて協議を申し上げたいと考えております。

○山下芳生君 終わります。

○片山虎之助君 ます震災絡みから質問します。内閣府来ていますね、内閣官房か。

まずは震災のボランティアなんだけれども、大変今ボランティアがはやるというのか、若い人気があって希望が多いのは誠に私は結構なことだと思っております。しかし、ボランティアですから、勝手に計画を作ってしまうというわけにはいかないんで、どっと来たりどっと来なかったりする。この連休の最初のころは物すごく多かったです。四月二十九日から五月二日までで三万二千人行っているんですよ、被災三県に。ところが、連休が終わった途端、がらがらになっていくというんですよ。

それから、いろんな今問題点がボランティアについて言われていますよね。来てもらう方と行く方とのミスマッチね、仕事や場所やいろんなこと。あるいは、駐車場がないとか、泊まる場所の、まあテントを張って寝たりするんでしょうけれども、その場所がちゃんと世話をされないとい

か。あるいは危ない、福島県絡みになるのかもしれぬけれども、あるいはいろんな危険なところでも場合によってはやってもらったり泊まってもらったり、その安全性の確保がちゃんとやられているか。

いろんなことが今議論されているんですが、まずボランティアの状況について概括的に説明してください。

○政府参考人(藤井直樹君) お答えいたします。

今委員の御指摘にありましたように、ゴールデンウィークの間、かなりたくさんボランティアの方に御活躍をいただきました。全国社会福祉協議会が調査をしたところによりますと、四月二十九日から五月八日まで、ゴールデンウィーク十日間ございましてけれども、そこで、東北三県で受け入れ計八万人という数字が出ております。岩手県一万九千五百、宮城県四万四千六百、それから福島県一万五千九百でございます。これを一日当たり後にいたしますと、ゴールデンウィーク前、震災直後から五十日弱ございましてけれども、それらとの一日当たりの比較でいいますと二・二倍、一日当たり八千人という数字でありますけれども、そういう数字になっております。

ただ一方で、委員御指摘のとおり、ゴールデンウィーク後半になってかなり数が減ってきたという数字もございまして。五月三日に先ほどの三県の計で一万一千五百という数字でございましたけれども、五月八日には四千八百人ということで、これはほぼ四月の水準に当たりますけれども、そういうことで、後半に向けて少し数が減ってきたという現状があるかと思っております。

ボランティア全体にわたりますと、当面、津波が入りましたところについての泥の除去あるいは片付け、さらには避難所に入っておられる方、さらにはその後の仮設に入られる方の心のケアなど、ゴールデンウィーク終わりましたもボランティアに対するニーズというのは非常に強い、またその中身も多様化するというふうに考えておるところでございます。

そういうことで、まさにこの後も息長くボランティアの活動をしていただかなければいけないと思っております。そういう意味で、私どもとしては、ボランティアニーズに関する正確な情報発信、さらに各方面に対してボランティア活動に積極的な参加ということをお願いしたいというふうな考えているところでございます。

○片山虎之助君 ボランティアの受付とその仕分というのか、それから今あなたが言った心のケアなんかできる人も中にはおるんでしようけれども、そういう人を仕分をして割当てをやって、そういうのは社協がやっているんですか、被災地の。

○政府参考人(藤井直樹君) 今委員の御指摘のありましたいわゆるボランティアのニーズと具体的な人のマッチングでございますけれども、これは、各地域のボランティアセンター、これは市町村の社協が設置をしておりますけれども、それらボランティアセンターの方で措置をしておるところでございます。

○片山虎之助君 いや、そのボランティアセンターが実務能力に物すごく差があるのよ。それで、いろんな不満や不平もあるし、結局行って、まあ大したことはしてないというわけでもないんだらうけれども、今あなたが言われた泥の除去なんというのが中心らしいけれども、それはこれから、何らかの仕組みというのか、改善をしてお考えはありますか。

○政府参考人(藤井直樹君) ボランティアセンターでございますけれども、被災各地に置かれておりますけれども、委員御指摘のようかなりその状況も異なります。やはり全体的に言えばその受入れ体制というのがまだまだ不十分であるという認識をしております。これは、ボランティアコーディネーターと言っておりますけれども、まさにそのマッチングをする人のやはり絶対的なその数の不足というのもございますので、こういう方々についてどのように増やしていくかということについて今現地自治体あるいは社協とも御相談

をして、いずれにしましても、その受入れ体制の強化ということを図った上で、先ほど申し上げたようなニーズの多様化と、あるいはそのボランティアに対するニーズの拡大ということに対して対応したいと考えているところでございます。

○片山虎之助君 まだまだボランティアに期待するところ大きいよね。だから、これは大変な人的集団、エネルギーですから、これは上手に使うにやいかぬのだけれど、例えば、それじゃ今、中央の役所で担当しているのはあなたただけでしょう、あなたも偉い人なのかもしれぬけれども。しかし、組織的にちゃんと対応しているんだらうかと思っております。役所、どうなっているんですか、今。

○政府参考人(藤井直樹君) 震災直後に内閣官房に震災ボランティア連携室というものを新設をしております。こちらにつきましましては、今総員十七人ということ動いておりますけれども、さらには辻元総理補佐官が震災ボランティア担当ということでございますので、そういう体制におきまして、あとは生活支援、避難所その他を見ております生活支援本部というのが政府の中にございますけれども、それらとも密接な連携を取りながら施策を進めているところでございます。

○片山虎之助君 時間が余りありませんからあれだけども、中央も現地もちゃんとボランティアの人のエネルギーがうまく使えるように、そういう体制を至急整えて、まだ息長いんだから、これからなんだから、本番は是非、よろしく願います。

それから次に、この前もちょっと言った義援金なんですよ。この前は、義援金が二億も集まっているんだから早く配れと、配る手がなければ国がやれと、あるいは国の代行の機関か団体がやれと、こういうことはこの前言ったんだけど、しかし、考えてみると、義援金というのはほとんど法律がないんだよね。あれは任意にある程度自由に集めて自由に配れるんですよ。法的にはどう

なっていますか。

○大臣政務官(岡本充功君) 基本的に、今議員から御指摘いただきました義援金の配分については、国民の善意の自発的な意思に基づき拠出された民間が行っているものというスタンスでありまして、本来国が直接関与をするというべきものではないということであり、法規制をしているところではありません。

○片山虎之助君 法的な何か根拠がありますか。義援金について法的な規制をしている、手続やその他について、集めたり配分したり、何か法的なあれがあるかということをお聞きいたします。

○大臣政務官(岡本充功君) 義援金の配分に当たっては、法的な枠組みではなくて、中央防災会議が定めた防災基本計画において、「義援金の使用については、地方公共団体が義援金取集団体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。」とされているところであります。

○片山虎之助君 だから、法的な根拠がないのよ、中央防災会議が作る防災計画か何かで。国も地方もそうなんですよ。防災計画なんか義務付けられて全くないのよ。ただ普通、地方は防災計画の中に募金委員会か何かつくって、そこが基準を作ったり配分をやっているんですよ。

こんなことで私はちゃんと配分できるんだろかという気がしてしょうがない。少々の額ならいいですよ。しかし、国民の善意の拠出なんだから、これを有効に使わないわけはないんで。しかも、時期は遅れる、ちゃんと配らない、末端まで行かない、途中でくすねられても分からない、そういうことじゃ困りますよ。

○大臣政務官(岡本充功君) 御指摘のとおり、現時点における支給開始状況を見ますと、岩手、宮城、福島は被災三県での支給は、市町村まではお金が行っていますが、個人に行っているかという、必ずしも多いパーセンテージのお金が行っていないという実情があります。

そういう意味では、委員御指摘の問題意識は共有するところがございますが、なかなか、先ほどもお話をしましたように、民間の御意思でやっているものであり、国が直接乗り出して行って法規制をするということとはなじまないんじゃないかという思いも持っているということも御理解をいただきたいと思えます。

○片山虎之助君 よく分かるんですよ。よく分かるんだけど、今回の大震災はこれは単なるあれじゃないですよ。国難という言葉がしょっちゅう使われるけれども、それほど大きな事件で、そして、国民が、二千億を超えるというの一人が千何百円払っているんですよ、みんなそれだけの、みんな善意の供出を喜んでやっているんですよ。こういうのが妙なことになったら、おかしいことになったら私は困ると思う。だから、手続のルール化みたいなこと、難しいですよ、どこまで公が入り込むかというのは難しい、あるいは情報公開、全ての過程の、こういうことの検討を是非やってもらいたいと思えますけれども、どうですか。

○大臣政務官(岡本充功君) 国において情報公開という意味でいうと、国においてということではなくて、既に日本赤十字社等ホームページで受付状況や被災都道府県への送金状況を公開するところ、こういったことで少し情報公開は行っているところがあります、委員からそういう御指摘もありませんし、我々としてもこれだけ遅いのかという思いを持たないわけでもありませんので、もちろん途中で誰かが、何というんでしょう、手数料を取ったりしているというようなことはございませぬけれども、しかし、もう少し迅速にお渡しすることができないのかという思いは持っております。そういう問題意識を持つ中で、今後の在り方については検討しなければいけないと思っております。

この基準も、私は差がいろいろ出ると思うんですよ。ある程度差が出るのが地方自治だから、それはそれで構わないんだけど、とにかくきちっと公正のためのルールの、何となくルール化みたいな、公の、今はもう防災計画しかないんですよ。私、そんなことでいいのかなと思っている。それから、配分の末端までの情報公開ですよ。それがないと不正が入り込む余地が私は出てくると思うので、再度お考えを聞きたいし、検討する用意がありますか、役所として。

○大臣政務官(岡本充功君) 今お話をさせていたいただきましたように、義援金の流れについては、国というよりは日本赤十字社等のホームページで、入ってきているお金、そしてお支払いをしたお金、こういったものを公開はしておりますけれども、もちろん委員御指摘のように善意に基づくお金でありまして、これがきちっとお支払いをされる、お届けできるという仕組みがなければならぬというのがあります。

これから先もまだ義援金が集まり続けていますので、まず第一次としてお支払いをするということに至っているとありまして、更に状況の変化を見ながら、第二次、第三次がある可能性もありますので、そういったときには、委員の御指摘も踏まえつつ、我々として迅速かつ適正にお渡しができる方法、こういったことは考えなければいけないんだらうというふうに思っています。

○片山虎之助君 言多くして中身ないね、今の答弁。とにかく検討してくださいよ。それで、今よりはちよっとでも改善するように、良くなるように、妙な心配がないように、そういうことが私は務めだと思ふけれども、厚労省ですか、まあどこがやるかもあるわね、そういうことも含めてしっかりやっていただきたいと、こういうふうに思います。

そこで、本来の総務省関係に戻りますと、地方債をこれとたくさん出す。当面の第一次補正の地方債は財政資金ですよ、財政投融資の資金が中

心になる。しかし、これから復興になると、やっぱり民間資金というのがある程度私は当ててにせにやいかぬと思うんですが、そのめどはありますか。

○大臣政務官(達坂誠二君) 結論から申し上げますと、今後、復興の予算が出てくるに從って必要な資金手当てを支援がないようにしっかりとやるというのが原則だと思っております。もちろん、自治体の立場からしますと、資金手当てのめどが立たなければ本事業にこれ着手できませんので、そこを安心していただくというのがこれが大原則だというふうに思っています。

ただし、現時点で復興の規模がまだはつきりしていないということ、地元の金融機関の状況、これも日々刻々変化しておりますので、それを見ながら適切にやろうという考えであります。

○片山虎之助君 私は、基本的には政府や日銀がある程度、かなり今余裕がある出し方をしているけれども、資金を出さないかぬと、根っこは根っこを緩めないとその末端の民間資金まで潤沢になりませぬからね。

そこで、今、地方公共団体金融機構構ってあるでしょう。これはもう大議論があつて残つて今の形になったので、これの活用というのはありますか、今回。

○大臣政務官(達坂誠二君) その点も、自治体の皆さんの要望を踏まえ、あるいは今後の推移を見ながらしっかりと対応してまいりたいと思えます。

○片山虎之助君 それから、税の減免はこの前通しましたよね。あれはあれでやってもらえればいんだけれども、それは固定資産なんかなくなつたり、もう効用が全く消えてしまったものは当たり前なんです。ところが、原発の今の避難地域や何かのように残っている、現物は。使用もできる、しかし事実上はもうこれは半分なくなつたに近いようなものについての、これは減免はどうやりますか。

○国務大臣(片山善博君) これ、大きな問題であります。何らかの措置が必要だろと思つてお

ります、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

といひますのは、一つは、議員もおつしやつたように、津波ですとも何にもなくなつていますから誰が見ても明らかで、税を取るべきでないといふことになるので、今減失も損壊もしないまま残つていて、しかし実質上使用収益でささいなといふ、こういう状態がありまして、これがいつまで続くのかといふこと、これをちよつと見極める必要があると思ひます。しかも、必ずしも原発地域一律ではないと思ひますので、これを見極める必要があるといふこと。

それから、こうなつた原因がやはりこれは東京電力にあるわけでありまして、税の減免をするのかといふ、実質的にそれを最終的に誰が負担するのかといふ、この問題もありません。これは、先ほど来られておりましたが、文科省の方の検討会で検討することになりました、一応今のところはペンディングになっておりますので、今後の検討課題となっておりますので、その辺の成り行きも見てみなきゃいけないといふことがありますが、いましばらく時間をいただければと思ひます。

ただ、納税者と自治体の関係が、課税通知を発送して納税者が困惑するということになつても困りますので、取りあはず課税行為は延期するよふにといふお願いをしておりまして、当面はそれでいいでいきたいと思いますけど、いずれにしても、できるだけ早くめどを付けたらと思ひます。

○片山虎之助君 東京電力との賠償の絡みは必ずあるんですよ。しかし、それを理由に延ばされるといふことを、これは私はやっぱり皆さん、関係の住民の皆さん大変心配だと思ひますよ。そこはまず思ひ切つてやつて、あとは求償関係で解決するといふこともあるので、ひとつ検討してください。

○又市征治君 社民党の又市です。

まず最初に、原子力安全委員会に一問お伺ひをしたいと思います。

菅総理が四日、福島県の双葉町の井戸川町長らと意見交換をされて、福島第一原発の事故による避難住民の帰宅時期について、東電の工程表が予定どおり進めば年明けには一定の安定状況になる、その時点で改めて判断すると述べて、来年一月ごろには帰宅の是非を判断する意向を示した、こんなふうに一斉に伝えられました。

しかし一方で、原子力安全工学の専門家たち、例えば近畿大学原子力研究所の伊藤哲夫所長はインタビューで、本当の廃炉作業というのは東電が言うステップ2が終わる六ないし九か月後に始まり、最大の難関で最も重要なのが圧力容器から燃料を取り出す作業で、これは十分に炉内が冷えないと無理なので、早くても四年から五年後、しかも燃料が破損して数ミリ以下の粒子状になっていくといふから、全て回収できるか疑問があります、できなければ圧力容器そのものにコンクリートを流し込んで完全密閉するしかないかもしれませんと語つています。

〔理事藤末健三君退席、理事加賀谷健君着席〕
つまり、来年の一月ごろまで住民に避難生活を余儀なくさせた上で、その時点で、いや帰宅はあと五年後ですよなどという発表といふのは許されないと思ふんですね。一方で、十年から二十年は住めないだろうなんという、内閣参与と話し合つたなんという話も伝わつています。

そこで、原子力安全委員会は、この科学的な分析、見直し、そういう立場に立つてどのように御判断なさつておられるのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○政府参考人(久木田豊君) お答え申し上げます。原子力安全委員会といたしましては、四月の十日に計画的避難区域等の設定について原子力災害対策本部長に意見を提出してございますが、その際に、計画的避難区域等の在り方については、放

射性物質の放出が基本的に管理された状況にあると判断されるに至つた時点で見直しを行うことが適当であるといひしております。すなわち、発電所からの放出率が十分に低下し、さらに、当該区域に影響を与えるような放出が起こる可能性が十分に小さいと判断される時点において見直しを行うことが適当と考えてございます。

〔理事加賀谷健君退席、理事藤末健三君着席〕
さらに、見直しに当たりましては、環境モニタリングに基づきまして当該区域における放射線量率や地表に沈着した放射性物質濃度等についてのデータが蓄積、分析されて、居住や社会活動を再開したときの被曝線量が予測可能となりまして、これに基づいて被曝線量の適切な管理が行えるようになること、これが必要であるといふふうにございます。

○又市征治君 問題は、やはり科学的に分析をされて、その立場で国民にしっかりと分かりやすく話をしていただかないとならない。えてしてリッパサービスでわか喜び住民に与えるようなことがあつてはならぬのだからと思ふんですね、これは、そういう点で、是非とも原子力安全委員会としては、独立した科学的な立場といふものをしっかりと貫いてもらつて、それを政府にしっかりと意見を述べてもらつていふことを注文しておきたいと思ひます。

久木田さん、お忙しい中、出ていただきまして。御退席いただいて結構です。
ところで、この期間は政府の避難決定で自治体が自治体として機能できないわけですね。総務省はどうか政府は延期した選挙の再延長はないといふ方針ですけれども、震災、津波の被災地もさることながら、原発で避難区域に指定された約十万人近い住民が、事次第によつては一年あるいは五年たつても現住所へ戻れない、こういう可能性があるわけですね。その期間の公民権、つまり選挙権や被選挙権、これはどういふふうによつて扱われるのか、伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(田口尚文君) お答え申し上げます。

この三月に成立をさせていただきました統一地方選挙の選挙期日の延期に關します震災特例法でございますが、この指定された団体の中には御指摘の福島県原発関連地域の団体も含まれているところでございます。現在のところでは、これらの団体につきまして、延期後の選挙期日が定められていないところでございます。

そこで、御質問につきまして制度面から申し上げますと、被災された方々の選挙権の行使につきまして、仮にその被災された方々が当該市町村内の避難所等におられる場合にござりますれば、市町村選挙管が指定した場所に設けられます期日前投票所において期日前投票ができることとされております。こういった対応が可能な場合につきましては、期日前投票所、複数設けることもできるところでございます。便宜を考えた設置場所、箇所数を決めることが適当と考えております。

次に、県外を含めまして当該市町村以外に避難をされているという場合にござりますれば、現行制度上、そのそれぞれの避難されている場所の最寄りの市町村選挙管に行きますと不在者投票ができる制度となっております。また、これを円滑に進めるためには、当然ながら、避難者の方々の避難先の把握、さらには選挙の実施時期や不在者投票の方法等の周知について十分きめ細やかに対応しておくことが必要といふふうにございます。

いづれにいたしましても、被災された方々の選挙権の円滑な行使ということが図られるように、当然ながら、延期後の選挙期日を設定する場合におきましては十分被災団体の御意見を伺つた上で対応するとともに、選挙の執行の際には、避難されている方々への十分な情報提供等も行いながらきめ細やかに対応してまいりたいと思ひます。

○又市征治君 ありがとうございます。もう一つ、地方交付税は住民の数や児童生徒数

あるいは高齢者数、公共施設の数などいろんな様々な要素を組み合わせて算定をされておりますけれども、そこに住民がいない、施設も壊れたまままだという自治体に対してこの需要額の算定はどのようになさるのか、伺っておきます。

○政府参考人(稚川忍君) 御承知のとおり、交付税というのはたくさん基礎数値というものを置いて算定をするわけでございまして、現在その数値を収集中といいますが報告を求めているところもございまして、関係省庁の所管するものも多いわけでございまして、そういうところも相談しながら現在検討を進めているところでございまして、現段階で省として明確な方針を定めたという段階ではございませぬけれども、御質問でございまして、阪神・淡路大震災のときの例も踏まえまして、現在進めております作業の中の基本的な考え方を述べさせていただきます、また今後、先生方や関係各方面あるいは地元自治体の意見を伺いながら適切に対処していきたいというふうに思っているわけでございまして、御了解をいただきたいと思います。

具体的な考え方でございすけれども、いろんな区域が設定をされておたり、あるいは、避難指示・勧告あるいは自主避難と避難の形態も様々でございまして。しかし、いずれにしても、このような避難は基本的には一時的な避難であらうというふうに認識をしています。一刻も早く元の場所に戻りたいというのが住民の方々のお気持ちではないかと。

そういうことを踏まえまして、地方交付税法の第一条にも地方行政の計画的な運営を保障するという趣旨が書かれております、そういうものに沿って、余り短期的な数値の変動で大きな基準財政需要額の増減が生ずることないように考えていこうということもございすけれども、一方で交付税法の規定で測定単位の数値だとかそういうものが法定されているものもございす。

そういうことを勘案しながら、今申し上げましたように、短期的に大きな変動が生じないように

配慮しつつ、実際の財政需要というものもあるわけでございすので、こういうものと大きく長期間乖離するということが交付税の本旨としてはおかしいのだからということ、そういうことの両立を図っていかなくやらないというふうなことをいまして、二、三の例を申し上げますと、交付税は人口で決まってくる部分が大宗でございすので、この人口でございすけれども、これは、幸いと申しますか、平成二十二年の国勢調査、これが終わっております、速報値が公表されております。そして、これは確定値になりますと五年間の人口を使うということになりますので、これは非常に安定的な測定単位の数値ということになりますので、これを用いている例えは社会福祉費などにおいては余り問題がないのではないかと。逆にこれが長期化した場合に、実際の財政需要と乖離することをどうするかという逆の問題の方が若干あるのかなというふうに考えております。

また、短期的な瞬間風速的な測定単位というのもございまして、これは代表例は学校基本調査、毎年度五月一日現在で調べます児童生徒数、これに基づく学級数とか教職員定数でございす。これは現在、文部科学省の方で五月一日でできるかどうかということも含めて検討されているところでございす。こういうものにつきましては、先ほど申し上げましたように、短期的に児童生徒が避難をしてほかの市町村の学校に転入しているからといって、すぐに需要額を大きく変動させていかどうか。阪神・淡路大震災の際には、いつ戻るかもしれないということで、元々の被災市町村にも需要額がある程度積んでいっていることとあるわけでございまして、そういうような例も参考にしながら今後適切に算定作業を進めていきたいと考えているところでございす。

○又市征治君 ありがとうございます。稚川さん、えらい丁寧なしゃべりだったんだから、次の質問二つほどあったが、質問できなくなりましたね。

大臣に最後にお聞きしておきたいと思いがすが、二日、この委員会でも私どもの吉田委員が質問をいたしました、大臣は、新たな手法の提案として、ハードもソフトもある程度一緒にして、自治体の方でどういう町づくりにするか、自主的に使えるお金を準備するというやり方もあるという考え方、これ前からおっしゃっていることですけれども、そういう考え方も示されたわけですが、その意義、私たちは大変高く評価をするわけですが、まさに言われたとおり、今まで我が国ではこういう手法を取っていないけれども、仮にそういう手法が取られれば、自治体の方はどういうプロジェクトにどれだけ使おうか、コミュニティの再生を含めた必要なソフトの経費を自主的に選択できるとおっしゃったように、まさにこの自主性が伸ばされていくというか、自主性に委ねられるという意味で大変意義があるんだらうと思う。ただ、これ、のんびりと中長期的に検討するという話ではないわけでしょうから、是非第二次補正からやってもらいたい、こういう思いがあります。

大臣の言われた事業官庁で言うならば国交省であるとか厚生労働省などの同意が必要になる部分も出てくるんでしょうけれども、是非そこはやっぱり克服をして、災害復興といつてもソフト事業に十分使えるような包括的な交付金、これを今回限りでもいいから創設していくべきだ、そのぐらいの強い決意で臨むべきだ、こんなふうに思います。

大分前の報道で与党内で復興交付金数兆円規模を検討しているのが出ていきましたけれども、この時点では、大臣が先週我が党の吉田議員の提言に答えられたような、ハード事業でカバーできないソフト事業も重視した、しかも使い道を自主的に決められるような交付金という考え方はここには出ないないわけですから、そして、大臣は、先週の最後に、具体的なアクションとして、これはできるだけ早急にどっちの方向で行くかは決めなきゃいけないと、早くそういう問題提起をしてほしい、こういうふうに決意を述べられておるわけ

ですが、さて、その後の進展状況なり、あるいは今後の見通しなり決意なり、このことをお伺いしておきたいと思いがすが。

○国務大臣(片山善博君) 被災地の皆さんから考え方を伺いますと、これから復旧、それからそれに続く復興の過程で相当の事業を行わなければいけない、これハードもソフトもそうでありすけれども、そのためには当然相当量の国費というものを導入していただく必要があるということでありす、その際に、できるだけ自主性とか自由度とか自発性とか、そういうものが生かされるような資金の形態にしていきたい、例えば仮に今までの補助金であったとしても非常に厳格な縦割りの中の細かい手続などははしょってもらいたいという意見が強く出ておりますし、それをもっと超えて、もう例えばハード事業をどの事業を選択するかはいわゆる一括交付金として自由に使えるような、そういうものにしてほしいとか、さらにはハードもソフトも込みで自由に使えるようなそういう一定の基金であるとか一括化された交付金であるとか、そういうものを是非というの、もうこれ各自自治体から出ておりました。

これは今検討が進められておられます復興構想会議でも当然検討課題になりますが、それを待つことなく早く政府の中でも検討しなければいけないというところで、先週でありますけれども、閣議が終了した後の関係懇談会でも、私、このことだけ取り上げたわけではありませぬけれども、復興構想会議の結論を二か月間待つのではなくて、必要な施策については政府内で積極的に検討をすべきであるというのを総理含めて申し上げました。その際、一括交付金でありますとか復興特区でありますとか、こういうものが強く寄せられているので、被災地から、そういうものを含んで検討をすべきであるということも申し上げた次第であります。

○又市征治君 時間が参りましたから終わりますが、今おっしゃったように、もっと言うならば包括的な災害復興自治体交付金とでも言うべきか、

そういうものをやつぱりつくつても対応していないといけないだろうし、是非この機会に実現方をできるように更に頑張つていただくことを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○理事(藤末健三君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○理事(藤末健三君) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山善博君) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方議会議員の年金制度に関する規定を削除することとしております。

第二に、制度廃止時において既に地方議会議員を退職している者に係る給付の経過措置として、退職年金の給付事由が生じている者については、制度廃止前の退職年金の給付を行うこととしております。

第三に、制度廃止時において地方議会議員である者等に係る給付の経過措置として、退職年金の受給資格を満たす者は、制度廃止前の退職年金の支給と掛金及び特別掛金の総額の百分の八十に相当する額の退職一時金の支給のうちいずれかを選択できることとしております。また、退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の百分の八十に相当する額の退職一時金を給付することとしております。

第四に、退職年金については、年額が二百万円

を超える場合には、超える額の百分の十に相当する額を引き下げるものとしております。また、退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が七百万円を超える場合には、超える額の二分の一に相当する額の支給を停止するとともに、最低保障額を廃止することとしております。

第五に、制度廃止の方針決定後の平成二十三年一月以降に給付事由が生じた退職一時金については、同月分から平成二十三年五月分までの掛金及び特別掛金の全額を算入することとしております。

第六に、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとしております。また、地方議会議員共済会が、当該給付を行うため存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十三年六月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○理事(藤末健三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

五月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

法律

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条 第二条」に、「第百五十条の二」を「第百五十一条」に改め、「第百五十一条」を「第百五十一条」に改め、「第百七十三条」を削る。

第一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「地方議会議員及び」を削る。

第二条第一項及び第五十一条中「第十一章を除く。」を削る。

第八十二条第四項中「第百五十一条第一項に規定する共済会」を「地方公共団体の議会の議長」に改める。

第百四十四条の二十三第一項中「第百五十一条第一項の地方議会議員共済会」に関する部分を除く。以下この章において同じ。」を削る。

第百四十八条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十一章を除く。以下この条において同じ。」を削る。

第十章を削り、第百五十条の二を第百五十一条とする。

附則第十條を次のように改める。

附則第十條 削除

附則第十三條中、「旧地方議会議員互助年金法(同法に基づく互助会の規約を含む。)」を削る。

附則第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

附則第三十六條中「又は共済会を削る。附則第四十條の見出し中「長期給付等」を「長期給付」に改め、同条中「及び共済給付金」を削る。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、同年九月一日から施行する。

(旧退職年金に関する経過措置) 第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事

由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧法」という。)第百六十一条第一項に規定する退職年金(以下「旧退職年金」という。)については、なお従前の例による。

(旧退職年金の減額) 第三条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金の年額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職年金に関する法令の規定により算定した金額が二百万円を超える場合にあつては、当該算定した金額から、その金額から二百万円を控除して得た額に百分の十を乗じて得た金額を減じて得た金額とする。

(高額所得による旧退職年金の支給停止) 第四条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百六十四条の二の規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額(旧退職年金並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三條の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となつた在職期間に係るものの金額を除く。)との合計額が七百万円を超える場合は、当該合計額から七百万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する前年における所得金額の計算については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四條の三第二項に規定する課税総所得金額の計算に関する同法の規定の例による。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧退職一時金の経過措置)

第五條 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十一条の第三項に規定する退職一時金(以下「旧退職一時金」という。)については、なお従前の例による。

(旧退職一時金の加算の特例)

第六條 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職一時金施行日前に支給されたものを含む。の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職一時金に關する法令の規定により算定した金額に旧退職一時金調整額を加えた金額とし、旧退職一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧退職一時金調整額は、旧退職一時金の支給を受ける者の在職期間に係る旧法第六十六条第一項に規定する掛金(以下「掛金」という。)の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る同項に規定する特別掛金(以下「特別掛金」という。)の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十一
二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の二十四
三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の十六

3 平成十九年四月一日前に地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」という。)であった期間を有する者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるの

は「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。

(代替退職一時金)

第七條 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受け権利を有する者は、当該旧退職年金の支給に代えて、代替退職一時金の支給を選択することができる。ただし、施行日から起算して七年を経過したときは、この限りでない。

2 別段の定めがあるもののほか、代替退職一時金については、旧退職一時金に關する規定の例による。

3 代替退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額と、その者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とする。

4 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により代替退職一時金の支給を選択した場合における当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額とする。ただし、控除額が当該代替退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、当該代替退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

(旧公務傷病年金に關する経過措置)

第八條 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十二条第一項に規定する公務傷病年金(以下「旧公務傷病年金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族年金に關する経過措置)

第九條 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条第一項に規定する遺族年金(以下「旧遺族年金」という。)については、なお従前の例による。

第十條 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条の第三項に規定する遺族一時金(以下「旧遺族一時金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族一時金の加算の特例)

第十一條 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧遺族一時金(施行日前に支給されたものを含む。)の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧遺族一時金に關する法令の規定により算定した金額に旧遺族一時金調整額を加えた金額とし、旧遺族一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧遺族一時金調整額は、これを受ける者の人員にかかわらず、旧遺族一時金の給付事由となつた死亡に係る者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十一
二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の二十四
三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の十六

3 平成十九年四月一日前に地方議会議員であつた期間を有する旧遺族一時金の給付事由となつた死亡に係る者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。

(特例退職年金)

第十二條 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者(この法律の施行の際

現に地方議会議員でない者であつて、旧法第六十五条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であつた在職期間が引き続き続いたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。)であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に關する規定により旧退職年金を受け権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に關する規定(附則第七條の規定を除く。)の例による。

(在職期間の計算)

第十三條 特例退職年金の年額の算定については、前条第一項に規定する者の在職期間は、平成二十三年五月までとする。

(特例退職一時金)

第十四條 特例退職一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者に給するものとする。この場合において、第二号に掲げる者が施行日前に死亡しているときは、特例退職一時金は、その者の遺族に給するものとする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者 退職したとき。
二 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に在職三年未満で退職した地方議会議員 この法律の施行のとき。

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に關する規定の例による。ただし、施行日以後の前項第一号に掲げる者の退職については、附則第五條の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第六十五条の二第一項の規定は、適用しない。

3 特例退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

4 前条の規定は、第一項第一号に掲げる者の特例退職一時金の額の算定について準用する。

5 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により特別退職一時金の支給を受ける場合における当該特別退職一時金の額は、第三項及び次条の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額とする。ただし、控除額が当該特別退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、当該特別退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

(特別退職一時金の加算の特例)

第十五条 前条第一項各号に掲げる者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛金を納めていた場合における特別退職一時金の額は、同条第三項の規定により算定した金額に特別退職一時金調整額を加えた金額とする。

2 前項の特別退職一時金調整額は、前条第一項各号に掲げる者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額とする。

(支給の調整)

第十六条 特別退職年金及び特別退職一時金を受ける権利を有する者が特別退職年金の支給を選択したときは、特別退職一時金を受ける権利は、消滅する。

2 特別退職年金及び特別退職一時金を受ける権利を有する者が特別退職一時金の支給を選択したときは、特別退職年金を受ける権利は、消滅する。

3 平成二十三年五月までの在職期間が十二年以上である特別退職一時金を受ける権利を有する者(特別退職年金を受ける権利を有する者を除く。)が特別退職一時金の支給を受けたときは、特別退職年金を受ける権利は、発生しない。

(特別公務傷病年金)

第十七条 特別公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会(旧法第五十一条第一項に規定する地方議会

議員共済会をいう。以下同じ。)を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。この法律の施行の際現に地方議会議員である者又は施行日前に退職した地方議会議員が、施行日以後において、当該旧共済会を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により、退職後三年以内に重度障害の状態となったときも、同様とする。

2 別段の定めがあるもののほか、特別公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例による。

3 附則第十三条の規定は、特別公務傷病年金の算定について準用する。

(特別遺族年金)

第十八条 特別遺族年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特別退職年金又は特別公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特別退職年金又は特別公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

2 別段の定めがあるもののほか、特別遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例による。

3 特別遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで在職中死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間、その者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により旧退職

年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後、その者に給すべき特別退職年金の年額

二 旧退職年金又は特別退職年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間、その者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後、当該旧退職年金の年額又は当該特別退職年金の年額

三 旧公務傷病年金又は特別公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては、その者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により在職十二年の者として旧退職年金を受けるとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が旧退職年金に関する規定(同条の規定を除く。)により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病により在職中死亡した場合又は旧退職年金、旧公務傷病年金、特別退職年金若しくは特別公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては、その者が旧退職年金に関する規定(附則第三条の規定を除く。)により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金

の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定(同条の規定を除く。)により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

附則第十三条の規定は、特別遺族年金の年額の算定について準用する。

(特別遺族一時金)

第十九条 特別遺族一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者の遺族に給するものとする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者(平成二十三年五月までの在職期間が十二年未満である者に限る。) 在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特別退職一時金を給すべきとき。

二 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に在職三年未満で死亡した地方議会議員

員 この法律の施行のとき。

2 別段の定めがあるもののほか、特別遺族一時金については、旧遺族一時金に関する規定の例による。

3 特別遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、特別遺族一時金の給付事由となつた死亡に係る者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

(特別遺族一時金の加算の特例)

第二十条 特別遺族一時金の給付事由となつた死亡に係る者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛金を納めていた場合における当該特別遺族一時金の額は、前条第三項の規定により算定した金額に特別遺族一時金調整額を加えた金額とする。

2 前項の特別遺族一時金調整額は、これを受ける者の人員にかかわらず、特別遺族一時金の給付事由となつた死亡に係る者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて

得た金額とする。

(年金額の改定)

第二十一条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であった者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたらば受けることとなる議員報酬額(地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の額をいう)に係る附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

(国税徴収法の適用に関する経過措置)

第二十二條 旧退職年金及び特例退職年金に係る債権は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第七十八條第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 旧退職一時金及び代替退職一時金並びに特例退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

(存続共済会)

第二十三條 旧共済会は、次に掲げる業務を行う

ため、この法律の施行後も、旧法第五百五十一条の規定により設けられた地方議会議員共済会としてなお存続するものとする。この場合において、同条、旧法第五百五十二条(第一項第七号を除く)、第五百五十三条から第五百五十七条の二まで、第六十七條、第六十七條の二、第六十七條から第六十七條の二まで及び附則第三十六條の規定は、なおその効力を有する。

一 旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金の給付を行うこと。

二 特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金の給付を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定によりなお存続するものとされる旧共済会(以下「存続共済会」という。)に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百五十一条第一項各号 列記以外の部分	地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」という。)	地方公共団体の議会の議長
	地方議会議員をもつて	地方公共団体の議会の議長をもつて
第百五十一条第一項第一 議会の議員	地方議会議員共済会(以下「共済会」)	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会(以下「存続共済会」)
	議会の議員	議会の議長

号	都道府県議会議員共済会	都道府県議会議員存続共済会
第百五十一条第二項第二号	議会の議員	議会の議長
第百五十一条第三項第三号	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会
第百五十一条第一項第三号	議会の議員	議会の議長
第百五十一条第二項及び第三項並びに第百五十二条第一項各号列記以外の部分	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
第百五十二条第一項第四号	代議員会	代議員会(都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。)
第百五十三条第一項及び第百五十四条から第百五十七條の二まで	共済会	存続共済会
第百六十七條第一項	共済給付金	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金(以下「旧共済給付金」という。)並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金(以下「特例共済給付金」という。)

第百六十七條第二項	共済会の収支の状況を勘案して、総務省令	同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十八條に規定する共済給付金の給付のための業務上の余裕金
第百六十七條第三項	共済会	存続共済会
第百六十七條の二	市議会議員共済会及び町村議会議員共済会 市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準と町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡	市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会 旧共済給付金及び特別共済給付金の給付の円滑な実施
第百七十條	共済会 市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会 町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会	町村議会議員存続共済会 町村議会議員存続共済会 は市議会議員存続共済会
第百七十條の二	地方議会議員 共済会	地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」という。)
第百七十條の三	共済会 第百六十一條の二第一項	存続共済会 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の第百六十一條の二第一項(同法附則第十二條第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)
附則第三十六條	共済会	存続共済会

3 存続共済会は、第一項各号に掲げる業務が全て終了したときにおいて解散する。

4 前項の規定により存続共済会が解散した場合

における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。
(秘密保持義務)

第二十四條 存続共済会の役員若しくは存続共済会の事務に従事する者又はこれらの者であった者は、存続共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(旧共済会の掛金等の徴収に関する経過措置)

第二十五條 旧共済会に係る掛金、特別掛金及び負担金の徴収については、なお従前の例による。

(年金受給者の書類の提出等)

第二十六條 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があるときは、その支給を受ける者に対し、収入の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 存続共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

(資料の提供)

第二十七條 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

(罰則)

第二十八條 附則第二十四條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

第二十九條 この法律の施行前にした行為及び附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十條 この附則に規定するもののほか、この

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第三十一條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第五号中、「地方議会議員共済会」を削る。

第三百四十八條第四項中、「地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会」を「及び地方公務員共済組合連合会」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 存続共済会に対する前條の規定による改正後の地方税法第七十二條の五第一項第五号及び第三百四十八條第四項の規定の適用については、同号中「地方公務員共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二十三條第一項第三号に規定する存続共済会」と、同項中「及び地方公務員共済組合連合会」とあるのは、「地方公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三條第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

2 前條の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第四項及び前項の規定(同條第四項に係る部分に限る。)は、平成二十四年度分以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第三十三條 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の表第七十四條第一項第一号の項中「(第十一章を除く。以下この條、第七十八條の二、第七十九條第六項及び第百十四條の二において同じ。)」を削り、「地方公務員等共済組合法の規定」及び「同法の規定」を「同法」に改め、同表第八十條第二項の項中「第八十條第二項」を

〔第八十条第四項〕に、「共済会」を「議長」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第三十四条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「及び第五十八号(給付の種類)」を削る。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金は、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(平成二十三年法律第九十一号)の適用とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中(第十一章を除く。以下この条、第七十八条の二、第七十九条第六項及び第百四十四号の二において同じ。)を削り、「及び地方公務員等共済組合法」を「及び同法」に改める。

第八十条第四項中「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する共済会」を「地方公共団体の議会の議長」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第三十七条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中(第十一章を除く。)]を削る。

第百八条第二項中、「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会」を削る。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 存続共済会に対する前条の規定による改正後の国民年金法第百八条第二項の規定の適用については、同項中「共済組合若しくは」とあるのは、「共済組合、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十一号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会若しくは」とする。

(所得税法の一部改正)

第三十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方議会議員共済会の項を削る。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 存続共済会は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一に掲げる法人とみなす。

(法人税法の一部改正)

第四十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二 地方議会議員共済会の項を削る。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 存続共済会は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第二に掲げる法人とみなす。

2 存続共済会は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二

条第六号の公益法人等とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第四十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十六の項を次のように改める。

別表第三の十七の項の第二欄中「地方公務員等共済組合法」の下に「(昭和三十七年法律第百五十二号)」を加える。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 存続共済会が受ける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の十六の項の

二十 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十一号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第四十六条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び第十三条から第十三条の十一まで」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二から第十三条の十一までを削る。

第十七条中「及び第十三条から第十三条の十一まで」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(消費税法の一部改正)

第四十七条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表地方議会議員共済会の項を削る。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 存続共済会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十の項を次のように改める。

第四十九条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第五十八条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第五十条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号八中(第十一章を除く。)]を削る。

十六 削除